

砥 部 町 議 会
平 成 30 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 2 月 21 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成 30 年 2 月 21 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 武智省三 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長 富岡 修 保険健康課長 松下寛志 介護福祉課長 門田伸介 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 白形敏明 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 国体推進課長 西松伸一 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 14 番 中島博志 15 番 平岡文男			
傍 聴 者	1 人			

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 議案第 1 号 第 2 次砥部町総合計画基本構想の策定について

日程第 7 議案第 2 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 議案第 3 号 砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正について

日程第 9 議案第 4 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 10 議案第 5 号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について

日程第 11 議案第 6 号 砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

日程第 12 議案第 7 号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 13 議案第 8 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

日程第 14 議案第 9 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 15 議案第 10 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 16 議案第 11 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 17	議案第 12 号	砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 13 号	砥部町営住宅管理条例の一部改正について
日程第 19	議案第 14 号	平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)
日程第 20	議案第 15 号	平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 21	議案第 16 号	平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 4 号)
日程第 22	議案第 17 号	平成 30 年度砥部町一般会計予算
日程第 23	議案第 18 号	平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 24	議案第 19 号	平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 25	議案第 20 号	平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
日程第 26	議案第 21 号	平成 30 年度砥部町とべの館特別会計予算
日程第 27	議案第 22 号	平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
日程第 28	議案第 23 号	平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
日程第 29	議案第 24 号	平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計予算
日程第 30	議案第 25 号	平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算
日程第 31	議案第 26 号	平成 30 年度砥部町水道事業会計予算

・散 会

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 30 年 2 月 21 日（水）

午前 9 時 30 分開会

○議長（松崎浩司） ただいまから、平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 30 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。さて、今年の冬は、記録的な寒波が長く日本列島に居座り、寒さが身にこたえる厳しい冬でございました。その寒さの中におきまして、お隣の国、韓国では、寒波と強風という悪条件の中でも、連日熱い戦いが繰り広げられ、日本選手団の活躍が、日本列島に勇気と夢と感動を与えてくれております。このオリンピックも今週末には閉幕いたしますが、この厳しい冬をともに乗り越えてきた七折の梅も開花をはじめ、砥部に春を告げようとしています。また、明日からは、伊予路に春を呼ぶ椿まつりも始まります。清らかな梅の花の香りとともに、おだやかな春へと導いてくれることを期待しております。それでは、本定例会に提案いたします案件でございますが、まず、平成 30 年度の当初予算の編成につきまして、一般会計におきましては、子育て支援の強化、高齢者の生きがい創出、世代間交流の促進など、子育てや高齢者福祉などの地域福祉の拠点づくり関連予算が約 8 億 8 千万円、麻生保育所の改築事業予算が約 5 億 5 千万円など、前年度を 8 億 5,600 万上回る、89 億 5,274 万円の予算となりました。特別会計の 7 会計につきましては、後期高齢者医療特別会計で約 3 千 3 百万円、とべの館特別会計で約 580 万円、農業集落排水特別会計で約 480 万円の増加となりましたが、全体では、前年度から約 5 億 3 千万円の減少となりました。企業会計につきましては、前年度から約 3 億 9 千万円の減少となっております。次に、平成 29 年度の補正予算でございますが、一般会計につきましては、公共施設更新準備基金、災害対策基金など基金積立金を追加し、全体で約 9 千万円の増額補正となりました。特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計で 23 万 3 千円の減額補正、企業会計につきましては、水道事業会計で 285 万 6 千円の増額補正となりました。そのほか、平成 30 年度から 10 年間ににおける砥部町総合計画の基本構想の策定が 1 件、指定居宅介護支援事業者の指定基準等を定める条例の制定が 1 件、職員等の旅費に関する条例改正など、条例の一部改正が 11 件、人事案件が 2 件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で、ご説明申し上げますので、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松崎浩司） これから、本日の会議を開きます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、14 番中島博志君、15 番平

岡文男君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松崎浩司） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月14日開催の議会運営委員会において、本日から3月14日までの22日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月14日までの22日に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（松崎浩司） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、去る2月8日に開催されました、全国町村議会議長会第69回定期総会において、本町議会が、優良議会として表彰され、2月19日に開催されました、愛媛県町村議会議長会第69回定期総会において、表彰の伝達を受けましたのでご報告します。本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（松崎浩司） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について、報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成29年12月議会後からの行政報告をいたします。お手元にお配りしております、行政報告1ページをご覧ください。総務課、（1）年末特別警戒、12月26日から30日まで、延べ425人の消防団員が火災予防のため、夜間の特別警戒を実施しました。

（2）名誉町民顕彰式、1月4日、中央公民館講堂で、山本敏孝氏に名誉町民章と推挙状をお贈りました。（3）消防団第10分団小型動力消防ポンプ積載車を更新いたしました。内訳につきましてはご覧のとおりでございます。1月12日に納車いたしました。（4）消防出初式、1月13日、陶街道ゆとり公園で消防出初式を行いました。少年消防クラブによる規律訓練、はしご操法、応用ポンプ操法などを披露しました。また、功績のあった個人並びに団体に対し、表彰状授与、感謝状贈呈を行いました。参加者、消防団員232人、広田小学校少年消防クラブ員11人、（5）消防団第7分団詰所・車庫新築工事が1月31日に完成いたしました。内訳につきましてはご覧のとおりでございます。企画財政課、平成29年11月27日から平成30年1月22日までの落札の状況でございます。設計金額の総額が1億1,849万3千円、

落札総額が1億18万3千円、落札率が84.5%でございます。①建設工事19件、②委託業務4件、③物品購入1件でございます。内訳につきましてはご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。地域振興課、(1)プロ野球愛媛県人会野球教室12月28日、陶街道ゆとり公園で、愛媛県ゆかりのプロ野球選手・OBによる野球教室が開催されました。町内のほか近隣市町の、野球やソフトボールチームに所属している小・中学生232人が、憧れの選手から指導を受けました。介護福祉課、(1)臨時福祉給付金経済対策分、平成26年4月の消費税増税に伴い、低所得者を対象に平成26年7月から支給を開始いたしました臨時福祉給付金は、今回の経済対策分1人につき1万5千円で一連の給付金支給事業は終了しました。平成29年度の支給事業の内訳につきましてはご覧のとおりでございます。子育て支援課、(1)松山圏域連携3市3町婚活イベント1月21日、町商工会館と酒造カフェはつゆきで、3市3町めぐり愛イベントin砥部を開催しました。関係市町在住・在勤の独身男女39名が参加し、4組のカップリングが成立しました。建設課、(1)道路改良工事、①町道仙波線道路改良工事5工区、12月6日に完成しました。②町道千足北川毛線道路改良工事、進捗率90%でございます。(2)水路改修工事、給食センター関連水路改修工事、進捗率80%でございます。3ページをご覧ください。(3)町営住宅修繕工事、①②とも後継者住宅高市団地の外部補修工事でございますが、どちらも12月15日に完成いたしました。(4)堰改修工事、金毘羅堰改修工事、進捗率80%でございます。生活環境課、公共下水道関係、面整備、①麻生区47工区ですが、1月24日に完成いたしました。②高尾田区51工区、③高尾田区55工区、④八瀬区52-1工区、⑤八瀬区52-2工区でございますが、この4工区につきましては、2月20日に完成いたしました。⑥八瀬区53工区、⑦八瀬区54工区につきましては、3月2日に完成予定でございます。⑧麻生区48工区でございますが、進捗率15%でございます。⑨高尾田区56工区、⑩高尾田区57工区につきましては、進捗率10%でございます。舗装復旧、①八倉地区舗装その5、2月20日に完成いたしました。4ページをご覧ください。水道事業関係、(1)工事関係でございます。①上野地区配水管布設替工事4-2工区、12月22日に完成いたしました。②大南地区配水管布設替工事1工区ですが、進捗率80%でございます。③同じく大南地区でございますが、2工区、進捗率60%でございます。④同じく大南地区ですが、3工区、進捗率20%でございます。⑤同じく大南地区ですが、進捗率90%でございます。⑥から⑧にかけては、砥部町上水道第8次拡張事業の関係でございます。⑥その4-6第4水源紫外線処理設備工事、同じく⑦その4-7第4水源場内配管及び場内整備工事につきましては、2月28日に完成予定でございます。⑧の中央監視装置改修及び自家発電気設置工事につきましても、2月28日に完成予定です。社会教育課、(1)砥部町人権の町づくり集会12月9日、文化会館で第13回砥部町人権の町づくり集会を開催し、約400人の参加がありました。宮内保育所園児による人権劇のほか、砥部中学校による実践報告、また、大島花子さんによる記念講演も行いました。(2)成人式1月7日、文化会館で、成人式を開催し、新成人173人が出席しました。式典終了後、伊藤真波さんによる記念講演を行いました。なお、新成人対象者は197人でございます。5ページをご覧ください。(3)砥部町ジュニア駅伝大会1月27日、陶街道ゆとり公園で、第7回砥部町ジュニア駅伝大会を開催しました。小・中

学生の男女合わせて 63 チーム、315 人が参加し、厳しい寒さの中、多くの子ども達が健脚を競いました。また、マラソン 1.9 km の部には、166 人の児童・生徒が参加しました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 施政方針

○議長（松崎浩司） 日程第 5、施政方針を議題とします。平成 30 年度の施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 30 年度の施政方針を述べさせていただきます。それでは、本定例会にあたり、町政運営の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私が町長に就任してから、2 期目の 2 年目を迎えました。町長就任以来、町民主役のまちづくりをモットーに、町民の皆様の声に耳を傾け、皆様方に住んでみたい、住んでよかったと思っただけの文化とところがふれあうまちの実現に向け、全力で取り組んでまいりました。とりわけ、少子高齢化が進む人口減少社会において、安心して楽しみながら子育てのできるまちづくりに重点を置き、子ども医療費の助成拡充や子育て用品の購入費助成など、子育て世代の経済的な負担軽減を図るとともに、待機児童の解消に向けて、麻生保育所の改築に取り組んでまいりました。また、昨年は、砥部焼が磁器創業 240 年を迎え、記念の町民ミュージカルを開催するとともに、1 年間通して、町内外の様々なイベントにおいて P R を行ってまいりました。東京では、砥部焼をはじめ町産品のアンテナショップを開催し、地場産業の振興と発展に取り組みました。これらの取り組みが実を結ぶためにも、継続的な取り組みと更に踏み込んだ対策が必要であると考えているところでございます。それでは、平成 30 年度の施政方針に掲げる重点施策を申し上げます。まず 1 点目は、子ども・子育て支援の拡充と強化でございます。人口減少社会におきまして、県内でも最低水準である合計特殊出生率の引き上げ、待機児童の解消は、引き続き喫緊の課題であります。麻生保育所の改築の推進、認定こども園砥部こども園の開設、幼稚園での預かり保育事業の開始など、子育て支援対策を更に拡充・強化してまいります。また、総合福祉センターの建設、中央公民館の耐震・大規模改修に合わせて、本町の福祉の拠点づくりの一環として、将来の子ども・子育て支援の在り方を見据え、子育て世代包括支援センターの設置について、更に踏み込んだ検討を行ってまいります。次に、えひめこどもの城やとべ動物園を活用した、子どもからお年寄りまでが集う、あそびべ、とべ。の実現でございます。人口減少に歯止めをかけるためには、住んでみたい、住んで良かったと思われるまちとなることが求められています。本町では、シティプロモーションの視点として、あそびべ、とべ。をコンセプトに、ブランドマークを作成し、まちのブランド化に取り組んでいるところです。あそびべ、とべ。は、砥部に遊びに来て、いろんな遊びの中に砥部の魅力を感じてほしいというメッセージと、すでにあるものだけでなく、新しい何かを遊びの中に見つけていこうという、本町が目指す方向性を示しています。本町は、産業・文化・歴史・人・自然、山・川・

里・技・味、七折小梅・自然薯・高原野菜・柑橘・砥部焼と多様性に富んだまちであり、その多様性が多い遊びを創造しています。遊びがいっぱいあるということは、砥部の豊かさ、しあわせ感を象徴しています。その遊びの中でえひめこどもの城やとべ動物園は、町民をはじめ、多くの人に愛され親しまれる施設であり、とべならではの資源として、地の利を活かしたまちづくりを推進する上で重要な位置付けとなっております。とべならではの資源は、本町の強みです。その強みを活かしたまちづくりの先には、すべての町民が喜びと安らぎに満ち、健康で活気あふれる町の姿があります。それは選ばれるまちの姿です。選ばれるまちを目指し、えひめこどもの城・とべ動物園を活用した、子どもからお年寄りまでが集う、あそびべ、とべ。の実現に取り組んでまいります。次に、砥部町を、愛媛県一の紅まどんなの産地となるよう取り組んでまいります。果樹の販売価格の低迷による農業経営からの撤退、農地の荒廃など、農業の置かれている環境は厳しいものがあります。このような中であって、紅まどんなとして販売している愛媛県試第 28 号の生産量は年々増加し、愛媛県における平成 28 年の生産量は 2,200 トンを上回りました。そして、約 70 パーセントに当たる 1,600 トンを、えひめ中央農協が占めるという状況になっております。本町においても年々生産量を伸ばし、平成 28 年の状況は、えひめ中央農協の生産量の約 25 パーセントに当たる 400 トンを生産しています。この生産量は、平成 24 年の生産量の約 2.7 倍に当たり、平成 29 年には、更に前年を上回ると予測しております。この要因として、本町は、以前から温室みかんの栽培が盛んで、温室等の施設整備が進んでいたことにより、売れるみかんへの転換が容易であったことや、温室等の施設整備に対し、支援を行ってきたことを挙げることができます。農地の保全、地域の実情に応じた、担い手確保や組織づくりのほか、付加価値の高い農産物の生産や、地域資源を活かした特産品などの開発が望まれている昨今、紅まどんなは、将来の課題を解決できる可能性を秘めた果樹と言えます。次世代に継承できる生産基盤を確保するためにも、砥部町を愛媛県一の紅まどんなの産地となるよう取り組んでまいります。次に、4 点目の重点施策として、防災・減災対策に取り組んでまいります。昨年 9 月と 10 月の台風豪雨では、住宅への浸水、道路などの公共土木施設や農業施設の崩壊など、近年にない大きな被害が発生しました。今後とも、過去の東日本大震災などの大規模災害を教訓に、自主防災組織や消防などの関係機関と連携し、初期・初動体制や地域防災力、避難所の運営などの強化を図るとともに、消防防災施設の充実・強化に取り組んでまいります。また、自助、共助、公助の役割や災害時に取るべき行動についての理解を深めてもらうため、自主防災組織の訓練参加や防災士の育成などを推進してまいります。以上、平成 30 年度の町政運営にあたりまして、4 つの重点政策を申し上げました。分野ごとの主要施策につきましては、先にお配りしております概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。文化とところがふれあうまちの実現に向けて、これからも、全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、平成 30 年度の施政方針とさせていただきます。

~~~~~

日程第6 議案第1号 第2次砥部町総合計画基本構想の策定について
(報告、質疑、討論、採決)

○議長(松崎浩司) 日程第6、議案第1号、第2次砥部町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) 第2次砥部町総合計画につきましてご説明をさせていただきます。議案第1号をお手元をお願いいたします。議案第1号、第2次砥部町総合計画基本構想の策定について、第2次砥部町総合計画基本構想を別冊のとおり策定することについて、砥部町総合計画策定条例(平成28年砥部町条例第14号)第4条の規定により、議会の議決を求める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますけれども、平成30年度から平成39年度までの10年間における第2次砥部町総合計画の基本構想を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。この計画につきましては、地方自治法の改正によりまして、法律による策定義務がなくなりました。しかし、まちづくりの指針とするために、平成28年度に、砥部町総合計画策定条例を制定いたしまして、条例に策定根拠を持たせたうえで、基本構想につきまして議会の議決を求めることといたしました。計画の策定業務につきましては、平成28年度から取り掛かっております。昨年度は、住民のアンケートやワークショップなどを行ってまいりました。それでは、計画書の6ページと7ページをお開きいただきたいと思います。計画の位置づけでございますが、総合計画は本町の最上位計画であり、10年間のまちづくりの方向性を示すものでございます。この計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の三層構想としておりまして、実施計画に関しましては、毎年、向こう3年間の事業について、修正を加えながら更新をしていくというものでございます。この実施計画につきましては、今、現段階で作成中でございます。8ページをお願いいたします。計画期間でございますが、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、基本構想に基づく基本計画に関しましては、平成30年度から平成34年度までの5年間を前期、平成35年度から平成39年度までの5年間を後期と設定をいたしまして、前期の状況を踏まえまして、後期に見直しをかけていきたいと考えております。10ページをお願いいたします。この10ページから24ページまででございますが、この10ページから24ページまでに関しましては、本町の人口などの特徴や、住民アンケートの結果などをまとめて掲載しております。26ページ、27ページをお願いいたします。まちの目指す将来像でございます。将来像につきましては、今まで培ってきた町づくりの特性を踏まえまして、砥部町には、砥部焼や柑橘といった地場産業があること、また、アートについて学ぶ環境があること、生活様式、芸術などの伝統や豊かな自然を守り受け継いできたこと、また、町民憲章にもあるように、教養を高め、明るいまちを目指してきたことや、地域のつながりが強い、また、住民があたたかいこと、こういったことを、文化とところという言葉で包括をいたしました。このようなことから、築き上げてきた文化と、町民のあたたかさところで、町への愛着と誇りをますます高め、すべての町民が住み続けたいと思える町を、文化とところがふれあうまちと表現するとともに将来像といたしました。この将来像に関しましては、安

らぎ・はぐぐみ・いろどり・かいてきという4つの要素に分けて推進をいたします。やすらぎにつきましては、本町に住む全ての町民が感じる心と体の安らぎ、はぐぐみは、本町の未来を担う人が育ち、生涯にわたり学びがある育み、いろどりは、人々の交流や産業の発展により本町に生まれる彩り、かいてきは、本町の暮らしの利便性を高め、都市機能としての基盤強化を図る快適でございます。28ページをお願いいたします。そして、やすらぎにつきましては、生活者の視点といたしまして、健康・福祉・安全・安心の分野、いろどりは、まちの発展として、産業・観光・交流の分野、そして、両方にかかるものといたしまして、はぐぐみとかいてき。はぐぐみは、子ども・教育、生涯学習、文化・スポーツの分野、かいてきは、社会基盤、生活・環境・行財政分野とし、このような関係性を整備をいたしました。30ページをお願いいたします。そしてこれらを推進するにあたりまして、どの分野にも共通するテーマがございます。そのテーマといたしまして、人と地域のつながりを活かした協働によるまちづくり、誰もが住みやすく、住みたいと思えるまちづくり、将来にわたって持続可能なまちづくりを挙げました。34ページをお願いいたします。先ほど説明をいたしました4つの要素に10の目標を設定をいたしました。やすらぎの、健康・福祉分野では、だれもが地域で幸せに暮らすことができるまちを実現いたします。また、安全・安心の分野では、防災・防犯に取り組み、安全で安心して暮らすことができるまちを実現します。はぐぐみの、子ども・教育分野では、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちを実現いたします。また、生涯学習分野では、身近な学びと交流により豊かな心が育まれるまちを実現します。文化・スポーツ分野では、文化・スポーツ活動により感性が育まれるまちを実現いたします。35ページをご覧ください。いろどりの、産業分野では、多彩な地域資源を活かし、人や地域が潤うまちを実現いたします。また、観光・交流分野では、多くの人々が訪れる交流の活発なまちを実現いたします。かいてきの、社会基盤分野では、快適な住民生活を支える社会基盤を実現いたします。また、生活・環境分野では、豊かな自然と共に生きる環境整備を実現いたします。行財政分野では、人々の生活を支えるため、持続可能な行財政運営を実現いたします。36ページをお願いいたします。計画の全体像ということで、この図につきましては今まで説明してきましたことを体系図としてまとめたものでございます。38ページをお願いいたします。ここからは、基本計画でございます。挙げた目標ごとに、更に具体的な政策を設定しています。それを、基本計画体系図として表しております。まず、やすらぎは、目標1に4つの政策、目標2には2つの政策を掲げています。以下、はぐぐみ、15ページのいろどり、かいてきにおきましても、それぞれの目標の下に政策を掲げております。41ページをお願いいたします。やすらぎの要素でございますが、やすらぎにつきましては、2つの目標と、それぞれの目標の下に4つ、または2つの政策を設定をいたしました。42ページをお願いいたします。目標1の健康・福祉分野では、だれもが地域で幸せに暮らすことができるまちを実現いたします。この現状課題といたしまして、健康を妨げる要因が多様化し、住み慣れた地域で様々な保健、医療、福祉サービスが求められていることや、障害福祉サービスの利用等の相談支援体制の強化や、相談支援専門員との連携が必要になってきておるということでございます。そのため、政策方針といたしまして、保健指導等の体制

強化、保健事業や、介護や予防等の充実、また、医療体制の充実等に努めます。また、地域包括ケアシステムの強化と進化、障害者の社会参加の促進などに努めます。50 ページをお願いをいたします。目標 2 の安全・安心分野でございます。ここでは、防災・防犯に取り組み、安全で安心して暮らすことができるまちを実現いたします。現状課題といたしまして、地域環境の変化により、地域における人と人とのつながりが希薄化しつつあるなかで、災害の大規模化や犯罪の巧妙化などが進んでいることや、高齢者の交通事故が問題となっていることなどがあります。政策方針といたしまして、住民の防災意識の向上、知識の普及や公助としての支援体制の整備に努めます。また、地域と行政とが一体となった、事故や犯罪の起こりにくい地域社会を目指します。55 ページをお願いいたします。はぐくみの要素でございます。ここでは 3 つの目標と、それぞれの目標の下に 2 つ、または 3 つの政策を設定いたしました。56 ページをお願いをいたします。目標 3 の子ども・教育分野でございます。未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちを実現いたします。現状課題といたしましては、社会が著しく変化するなかで、家庭や地域の教育力を高めることが求められています。地域での子育て支援の人材確保や、関係者との連携強化、そして切れ目のない支援が必要となっております。政策方針といたしまして、子育て世代の経済的支援、保育サービスの充実、世代間交流、また妊婦から乳幼児期を通じ、切れ目のない一貫した母子保健活動の充実などを図ります。61 ページをお願いをいたします。目標 4 の生涯学習分野でございます。身近な学びと交流により豊かな心が育まれるまちを実現いたします。現状課題といたしましては、社会の変化に対応できる知識、技能の習得などが求められています。公民館の講座等への参加者の減少対策や、伝統芸能の後世への継承などが課題となっております。政策方針といたしましては、住民の主体的な学習支援、すべての人が地域で活躍できる地域づくり、伝統文化や芸能の継承等、また文化的交流を推進いたします。66 ページをお願いをいたします。目標 5 の文化・スポーツ分野でございます。文化・スポーツ活動により感性が育まれるまちを実現いたします。現状課題といたしましては、文化・芸能発表会などでは、参加者の高齢化が進み、若い世代の参加を促進する必要があります。また、活動を行う場の整備や、芸術にふれる機会を充実させる必要があります。スポーツ大会においても参加者が減少しており、大会の継続ということが課題となっております。政策方針といたしましては、住民が主体的に文化・芸術にふれあう場の充実を図ることや、スポーツを振興し、スポーツを通じた交流人口の増加などを図ります。71 ページをお願いをいたします。いそぐの要素でございます。ここでは 2 つの目標と、それぞれの目標の下に 4 つ、または 2 つの政策を設定しております。72 ページをお願いをいたします。目標 6 の産業分野では、多彩な地域資源を活かし、人や地域が潤うまちを実現いたします。現状課題といたしましては、人口の流出が深刻な問題となっています。成長が期待できる分野の産業振興や、また企業誘致などの雇用の場の確保や、付加価値の高い農林産物の生産や、地域資源を活かした特産物の開発などが必要となっております。政策方針といたしましては、効率的かつ安定的な経営を支援し、魅力的な産業の生産基盤を確立することや、次世代を担う人材や後継者の育成、産業の効果価値化、販路拡大、地元企業の育成支援などを図ります。79 ページをお願いをいたします。目標

7の観光・交流分野では、多くの人々が訪れる交流の活発なまちを実現をいたします。現状課題といたしましては、今後は外国人観光客の増加が見込まれます。歴史・文化を活かし、観光ニーズの多様化等に対応する必要があります。また、とべ動物園や、県総合運動公園への来客者の誘客が必要でございます。政策方針といたしまして、多様化する観光ニーズを的確に把握するとともに、自然や地場産業を活かした観光事業の推進、体験プログラムの開発強化、また、砥部ならではの資源を活用した観光プロモーションにより、新たな交流を創出し交流人口の拡大を図ります。83ページをお願いいたします。かいてきの要素でございます。ここでは3つの目標と、それぞれの目標の下に2つの政策を設定をいたしました。84ページをお願いいたします。目標8の社会基盤の分野では、快適な住民生活を支える社会基盤を実現いたします。現状課題といたしましては、人口減少社会到来により医療・福祉等の機能維持が難しくなることが懸念されております。まちに必要な機能が多様化しております。个性的で魅力的なまちづくりや、災害に強い都市基盤の充実などが求められております。政策方針といたしましては、長期的な視点に立った土地利用の促進や、快適な住環境を整備します。また、町道整備など住民の利便性を考慮した公共交通サービスを充実させます。89ページをお願いいたします。目標9でございます。生活・環境分野では、豊かな自然と共に生きる環境整備を実現します。現状課題といたしましては、ごみの資源化により埋立処分量の削減にも努めておりますが、町民一人あたりのごみ量が増加傾向にあるため、住民の減量意識の向上を図る必要があります。また、地球温暖化などの環境に対する住民意識の向上や、河川の水質汚濁に対する監視が必要でございます。政策方針といたしましては、自然環境保全のため、砥部町の貴重な自然環境を守り育てていく住民意識の向上を図ります。また、環境に配慮したまちとして循環型社会の形成を目指します。93ページをお願いいたします。目標10でございます。行財政分野でございますが、人々の生活を支えるため、持続可能な行財政運営を実現をいたします。現状課題といたしましては、しなやかな行財政運営、住民ニーズの多様化などから広域的な視点に立った行財政運営への取り組みが必要です。また、交際費等が増加する一方、一般財源が減少傾向にあります。また、職員のより高度な知識や技術の習得や視野の拡大を図る必要があります。政策方針といたしましては、事務事業の見直しや組織の活性化を図り、効率的な執行体制の充実を図ります。また、施策の選択と集中、事業の見直し・改善を行うとともに、中長期的な展望に立ち、民間活力の有効活用などを視野に入れた経費削減などを進め、財政の健全化と、持続可能な自治体運営を目指します。104ページをお願いいたします。各政策の下に成果指標を設けておりますが、それをまとめた一覧表でございます。平成30年度の目標数値を記載しております。この成果指標につきましては、この計画の進捗状況を測るひとつのものでございます。今後は、成果指標の進捗状況を踏まえまして計画の検証を行ってまいりたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 非常に丁寧に作られているので感心をさせていただきました。ひと

つお尋ねしたいのは、第1次計画は法に基づいての計画であったということで、今回は少し変わった部分もありますよということではあるんですが、第1次計画のときに、今、最後のほうに言われました成果指標一覧表というのがありますが、第1次計画のときにも似たようなものは作られのかどうか。もしあるのであればですね、実際の第1次計画と、この指標で大きく数字が違うよだとか、いうふうなところがあるんでしたらご紹介いただきたいなというように思います。

○議長（松崎浩司） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。第1次計画につきましても、この成果指標というのを設けております。それで、第1次計画も10年間というところでの計画でございましたが、5年間経ったところで1回一度見直しをかけております。それで、成果指標を達成したものにつきましては削除、また新たなものが必要な場合には新たなものを成果指標を設定しております。この成果指標につきましては、基本的にそういうものを引き継ぐということではないんですけれども、また新たな視点で成果指標は設定しております。成果指標につきましては検証といいますか、その効果というものを毎年事務的に検証しておりましたけれども、指標の数値の改善がみられたとか、大きく達成しているとか、やや改善している傾向にしている、こういったことにつきましては大体86%、成果指標の86%がそういうところを達成しているという結果でございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 細かいことになるんですけど、具体的にですね、ここの分野ではちょっとそういう数字には届かなかったというふうなものが、具体的なものをですね、あれはちょっと聞きたいなと思うんですが。

○議長（松崎浩司） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まずこれ、先ほど申しました達していないもの載っていますが、それはABCの段階のC判定というところでございますけれども、例えば、権限移譲を受けることで事務の数というところで、これがまずCという達成の結果となっております。それとか、行財政集中プラン推進したことに伴う削減効果ということでございますけれども、こちらにつきましてもC効果ということでございます。そして、河川水の環境基準の達成率、これにつきましても達成度がCということでございます。これにつきましては、かなり環境に影響するというようなこともございますので、そのような結果となっております。また、交通事故の死亡者数これにつきましてもCということでございます。そのようなところが主なものということでございます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はございますでしょうか。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 紅まどんなはかなり力を入れられとるように聞くんですけど、もっと多岐に渡っていろいろな作物ですね、そういうものを農業で力を入れていただくように、例えば、キウイフルーツだっていろいろあるんですが、それより時期じゃなしに、時期がずれたときにできるような方法を考えると、いろいろな方法で、もっといろいろな種類が多くを作って、その土地に合うようなものを考えていただいて、荒廃地を作らないように、そ

ういう考えはございますでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをいたします。施政方針でも、紅まどんなを愛媛県一という話はさせていただきましたけれども、紅まどんなを中心にやるという意味ではまずございません。当然、紅まどんな、今、愛媛県のブランド品になっておりますから、これ当然推進していくということでございまして、キウイフルーツ然り、伊予柑に然り、多様な品種についてはしっかりとこれからは砥部町の産品としても支えていきますし、それらに対してもしっかりとした支援をしていきたいというふうに考えておりますので、面岡議員さんがおっしゃるとおりのことをこれからは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松崎浩司） ほかがございませんでしょうか。13 番井上洋一君。

○13 番（井上洋一） 聞き漏れがあったらごめんなさい。102 ページですが、総合計画審議会委員の名簿が掲載されておりますが、この総合計画作成するにあたって、何回ぐらい審議会を開催されたんでしょうか。それと 103 ページの団体意識調査依頼団体ですが、これなんといえますか、だぶっているような部分もあろうかと思いますが、そのあたりで調査がうまくいったんでしょうか。以上です。

○議長（松崎浩司） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。総合計画の策定委員会の回数でございますけれども、これにつきましたはちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりません。あとで回答させていただいたらなあと思います。それで、団体のだぶりということがございますけれども、特にそのだぶっているという団体、人が、同じ人がだぶっているということは当然ございますけれども、団体としては別団体扱いということで策定しております。よろしいでしょうか。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 2 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について



### (報告、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第7、議案第2号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第2号の議案書をご用意ください。議案第2号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明をいたします。砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の16ページをご覧ください。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等は、市町村が実施するものと規定されたことから、指定の基準等を定めた条例の制定を提案するものでございます。なお、この居宅介護支援とはいわゆるケアマネジメントのことでございます。居宅介護支援では自宅での介護を必要としている人のもとにケアマネジャーが訪れ、その本人の心身の状況や、ご本人・ご家族の意向をアセスメントしたうえでケアプランを作成し、様々なサービス事業者との連携・調整を図ります。自宅で自立支援に必要なサービスを受けながら介護をするために欠かせないのが、この居宅介護支援でございます。現在、この居宅介護支援を行う事業者の指定は、事業者からの申請に基づいて都道府県が行っております。ただし特例により、指定都市及び中核市につきましてはすでに指定権限が委譲されております。平成26年の介護保険法の改正において、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門医の支援を充実することを目的といたしまして、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に委譲し、平成30年4月1日に施行することとなっております。それでは条例の内容についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。目次にありますように、町が指定居宅介護支援について条例で定める事項は、人員に関する基準、運営に関する基準などとなっております。まず、第1章第1条ではこの条例の趣旨を定めております。第2章第2条では、指定居宅介護支援の事業の基本方針を定めております。第3章の第3条・第4条では、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を定めております。次に第4章では、第5条から第30条まで指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準として、サービスの提供にあたっての手続き、それから利用料のあり方など、指定居宅介護支援の事業を行うものがその運営にあたって順守すべき事項を定めております。第5章の第31条では基準外と居宅介護支援の事業について、第2章から第4章までに定める指定居宅介護支援の基準を準用するということを定めております。議案書の16ページをご覧ください。附則でございますが、第1項で施行期日について、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条（第20号に係る部分に限る。）（第31条について準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。第2項では、経過措置として、平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができるとします。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]
- 議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第8 議案第3号 砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正について
(説明、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第8、議案第3号、砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第3号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正について、砥部町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面をご覧ください。提案理由、国家公務員等の旅費に関する法律を参酌することにより規定している宿泊先区分のうち、甲地方に指定している地域に相違があったため、所要の改正について提案するものでございます。改正内容でございますが、砥部町職員の旅費に関する条例等で定めます宿泊料の規定中、宿泊地の区分の定義について、国家公務員等の旅費に関する法律を参酌して、甲地方の対象となる地域を拡大いたすものでございます。現在、甲地方には東京都の特別区のほか5つの都市が対象となっておりますが、これに加えて、その他これに準ずる地域で町長の定めるものとして、現時点では堺市などの7つの都市が対象に加わることとなります。それでは議案第3号の資料のほうをご覧ください。資料の1ページの議案第3号資料1でございますが、これは改正条例第1条関係の砥部町職員の旅費に関する条例の新旧対照表でございます。この別表第1備考2の文中でございますが、東京都（郡部を除く。）・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市及び神戸市を、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち町長の定める地域その他これに準ずる地域で町長の定めるものに改めるものでございます。次に2ページ、3ページをご覧ください。2ページの議案第3号資料2でございますが、改正条例第2条関係の砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。3ページのほうは、議案第3号資料3でございますが、改正条例第3条関係の砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。それぞれ先ほどの改正条例第1条と同様の改正を行うものでございます。それでは議案書のほうにお戻りください。2ページでございます。附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしております。以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

**日程第9 議案第4号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について**  
**(説明、質疑)**

○議長（松崎浩司） 日程第9、議案第4号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） 議案第4号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。お手元に議案書と新旧対照表をご用意ください。砥部町国民健康保険税条例の一部改正について、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、平成30年度からの国民健康保険制度の改革により、国民健康保険の財政運営は、都道府県が担うこととなったことから、各市町は、県が示す国民健康保険事業費納付金を納めることとなり、財源となる保険税を確保するため、保険税率の改正を提案するものでございます。内容についてご説明いたしますので、議案第4号資料、新旧対照表をご覧ください。1ページでございます。第2条は、国民健康保険税の課税額の定義の変更でございます。現行の課税額は保険給付費や保険事業に充てるための基礎課税額と、国に納める後期高齢者支援金等の納付に充てるための課税額、及び国に納める介護納付金に充てるための課税額の合算額で、町が国民健康保険を運営するための費用とされております。改正案をご覧ください。改正案では、それぞれ国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てると課税の目的について改めております。これは国保制度改革で、県が示す国民健康保険事業納付金を納めておけば、保険給付に必要な費用は全額保険給付費等交付金として交付されるようになり、町はこの納付金を納めるために必要な税を課税することとなるため改めるものでございます。後期高齢者支援金と介護納付金についても、納付金を納めておけば、県が、納付金を財源に国へ納めるように変わります。2ページをお願いいたします。次に、第2条第2項から第4項につきましては、第1項に課税額を提示する号が新設されたことに伴い条文を整理するものでございます。3ページをお願いいたします。第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を定めておりますが、被保険者一人について2万4,700円を、2万3,300円に改めております。次に、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯一世帯についてでございますが、4ページをお願いいたします。2万円を1万8,800円に改めております。第2号、特定世帯は1万円を9,400円に、第3号、特定継続世帯は1万5,000円を1万4,100円に改めるものでございます。次に第6号、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の課税額の所得割額でございますが、所得割率3.1%を2.9%に改めております。次に第7条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございますが、一人について9,900円を9,300円に改めております。次に第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は7,800円を7,200円、第2号、特定世帯は3,900円を3,600円に、第3号、特定継続世帯は5,850円を5,400円に改めております。次に第8

条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、所得割率を3.3%から2.7%に改めております。5ページをお願いいたします。次に第9条の2、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますが、一人について1万1,800円を9,700円に改めております。次に第9条の3、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、一世帯について6,500円を5,600円に改めております。次に第23条、国民健康保険税の減額では、国民健康保険税の軽減に関する規定を改めております。第1号は、総所得金額等の合算額が33万円を超えない世帯の軽減、7割軽減の規定でございます。課税額は第5条から9条の3で改めました額から、アからカにお示ししております軽減額を減じた額となります。6ページをお願いいたします。国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額は、被保険者一人について1万6,310円に改めております。イの国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額は、世帯の区分に応じて、1万3,160円、6,580円、9,870円に改めております。ウの国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の課税額でございますが、被保険者均等割額の軽減額は、一人について6,510円に改めております。エの国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額ですが、世帯別平等割額の軽減額は世帯の区分に応じて、5,040円、2,520円、3,780円に改めております。オの介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額は、一人について6,790円に改めております。カの介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額は3,920円に改めております。次に第2号でございますが、総所得金額等の合算額が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき27万円を加算した金額を超えない世帯、5割軽減世帯の軽減額を規定しております。7ページをお願いいたします。軽減額は5条から9条の3で改めました課税額の5割に相当する額で、アからカにお示ししております額に改めております。8ページをお願いいたします。第3号では、総所得金額等の合算額が33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき49万円を加算した金額を超えない世帯、2割軽減世帯の軽減額を規定しております。軽減額は5条から9条の3で改めました課税額の2割に相当する額で、アからカにお示ししております軽減額に改めております。議案書3ページにお戻りください。附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。適用区分でございますが、改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

ここで、しばらく休憩します。再開は午前10時55分の予定です。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。日程第6、議案第1号、第2次砥部町総合計画基本構想の策定について井上議員の質問について、大江企画財政課長から報告があります。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 井上議員さんからのご質問でございますが、審議会の開催回数でございますけれども、4回でございます。

~~~~~

日程第10 議案第5号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について
(説明、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第10、議案第5号、砥部町教職員住宅条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 議案第5号につきましてご説明を申し上げます。お手元に議案書をお願いします。砥部町教職員住宅条例の一部改正について、砥部町教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、広田地区小学校の統合に伴い、教職員住宅としての需要が減少し、高市教職員住宅は、今後の活用が見込めないことから、当該用途を廃止する改正を行うため提案するものでございます。それでは、改正の内容についてご説明を申し上げます。議案第5号資料をご覧ください。第2条の表中、高市教職員住宅の項を削るものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14番中島博志君。

○14番（中島博志） 1点だけお尋ねしたいと思います。これ、教員住宅を条例から外すと。その後の扱いですよね。町営住宅の扱いにするのか、公営住宅としての扱いにするのか。要するに、家賃の収集の方法が変わってくると思うんです。それについてちょっとお尋ねします。

○議長（松崎浩司） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをいたします。高市教職員住宅の活用につきましては、当初、老朽化している町営住宅、出渡瀬団地の代替施設として検討をしておりましたが、出渡瀬団地の入居者全員が、近隣の後継者住宅、高市団地へ入居することとなったため、現段階では公営住宅としての活用は白紙となっております。今後は、この教職員住宅につきまして有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（松崎浩司） 質疑を終わります。

~~~~~

日程第 11 議案第 6 号 砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

（説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 11、議案第 6 号、砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） 議案第 6 号、砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてご説明いたします。お手元に議案書と、新旧対照表をご用意ください。砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の 2 ページをお願いいたします。提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第 11 条の改正による高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、同法第 55 条を引用している条文に改正が生じたため、条文の整理及び所要の規定の改正を提案するものでございます。内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。まず、砥部町ひとり親家庭医療費助成条例の新旧対照表でございます。第 3 条、受給資格者についての改正でございます。右側の現行をご覧ください。第 3 条、医療費の助成を受けることができる者は、本町の区域内に住所を有する者とし、括弧書きのなかで、国民健康保険法第 116 条の 2 と、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定を根拠に受給資格者から除く者を規定しております。また、中段の、又は以降では、反対に法の規定を根拠に受給資格者に加える者について規定しております。この根拠の法律が改正になりましたので、左側改正案のとおり改めております。改正案の第 3 条、条文の上から 3 行目でございます。現行で、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者若しくはを、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者並びにに改めております。同じく 8 行目でございます。現行、本町が行う国民健康保険の被保険者とされた者若しくはを、本町の区域内に住所を有するものとみなされた者又はに改めております。この改正は、法に合わせて表現を改めたもので、受給資格者の範囲に変更はございません。次に 3 条、条文の上から 5 行目でございます。高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の次に、及び第 55 条の 2 を加え、受給資格者から除く者を拡大しております。この、及び 55 条の 2 の対象者でございますが、現行では、県外の市町村の国民健康保険の被保険者が砥部町の病院等に住所を変更し、その後 75 歳到達などで、後期高齢者医療の被保険者となった場合、愛媛県の後期高齢者医療保険の被保険者とされておりますが、改正後は、国民健康保険の住所地特例の規定を引き継ぎまして、県外の市町村が加入する後期高齢者医療保険の被保険者とし、受給資格者から除くものでございます。反対に、下から 5 行目、及び第 55 条の 2 を加え、この反対に受給資格者に加えるものを規定しております。このほか、

今回の改正に合わせまして条文を削るなど、所要の改正を行っております。次のページをお願いいたします。砥部町重度心身障害者医療費助成条例の新旧対照表でございます。改正内容は、ひとり親家庭医療費助成条例と同じでございます。議案書2ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第12 議案第7号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について (説明、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第12、議案第7号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） 議案第7号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書と資料、新旧対照表をご用意ください。砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、高齢者の医療に関する法律の改正に伴い、住所地特例対象者の適用範囲が拡大されたため、提案するものでございます。新旧対照表の2ページをご覧ください。改正案の第3条第5号をご覧ください。この5号が住所地特例の拡大に伴い追加されたものでございます。これは、議案第6号で受給資格者を拡大した場合と同じでございます。砥部町の国民健康保険の被保険者が、県外の病院等に入院して住所を移した場合、国民健康保険では砥部町の被保険者とされますが、転出先の市町村で、75歳到達により後期高齢者医療の被保険者となる要件を満たした場合、現行は、県外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされております。改正案では、国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、愛媛県後期高齢者医療広域連合の被保険者とし、砥部町において、保険料を徴収する被保険者とするものでございます。1ページへお戻りください。改正案の第3条第2号から4号につきましては、各号におきまして住所地特例を適用する場合を規定しております。法第55条の第1項の住所地特例の規定に、法第55条の2の2において準用する場合を含むを加え、第5号の被保険者につきましても、後期高齢者の医療の確保に関する法律の住所地特例を適用する被保険者とするものでございます。次に、新旧対照表の2ページにお戻りください。附則第2条を削除しております。これは、平成20年度に後期高齢者医療保険ができた当時、被用者保険の扶養に入っていたものが、被用者保険から後期高齢者医療保険に移る場合、単独で医療保険に加入することになり負担が増えることから、一定期間特例措置が設けられておりました。この特例措置もすでに終わっておりますので、今回の改正に合わせて削除するものでございます。議案書1ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第7号の説明を

終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

### 日程第 13 議案第 8 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

#### （説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 13、議案第 8 号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第 8 号の議案書と、議案第 8 号資料をご用意ください。議案第 8 号、砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては議案書の下段をご覧ください。介護保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの介護保険料率を改正するため、提案するものでございます。改正の内容といたしましては新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 8 号資料の新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 4 条第 1 項中、平成 27 年度から平成 29 年度までを、平成 30 年度から平成 32 年度までに改め、同項第 1 号中 3 万 3,500 円を 3 万 8,500 円に、同項第 2 号及び第 3 号中 5 万 300 円を 5 万 7,800 円に、同項第 4 号中 6 万 300 円を 6 万 9,300 円に、同項第 5 号中 6 万 7,000 円を 7 万 7,000 円に、同項第 6 号中 8 万 400 円を 9 万 2,400 円に、同項第 7 号中 8 万 7,100 円を 10 万 100 円に、同項第 8 号中 10 万 500 円を 11 万 5,500 円に、同項第 9 号中 11 万 3,900 円を 13 万 900 円に保険料率を改めるものでございます。そして、同条第 2 項につきましては、平成 27 年度から平成 28 年度までの低所得の高齢者への保険料軽減のための規定であるため削りました。次に罰則規定であります第 15 条中、第 1 号被保険者を被保険者に改めました。ここでは介護保険法の改正により、被保険者等に関する調査の規定において、第 2 号被保険者の配偶者や世帯等に対しても質問検査権が及ぶよう対象となる範囲が拡大されたことに伴い改正するものでございます。それでは議案書の 2 へお戻りください。附則といたしまして、第 1 項で施行期日について、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では適用区分として、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第 4 条の規定は、平成 30 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例にするとします。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。



~~~~~

日程第 14 議案第 9 号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑)

○議長（松崎浩司） 日程第 14、議案第 9 号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び
運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉
課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第 9 号の議案書と、議案第 9 号資料をご用意
ください。議案第 9 号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
についてご説明いたします。砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理
由といたしましては、議案書の 4 ページをご覧ください。指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準（厚生労働省令）の改正に伴い、当該省令を準用している本条例の規定を改正するため、
提案するものでございます。なお、この指定介護予防支援事業所とは、介護保険法でいいま
す、人員設備等基準を満たしまして、都道府県の指定許可を得ることで指定となった地域包
括センターで行います要支援 1・要支援 2 の認定を受けている方に対する、介護予防ケアマ
ネジメントを行う事業所のことでございます。なお、この介護予防ケアマネジメントとは、
地域包括センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態に置かれている環境
等に応じて本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものでござい
ます。今回の改正では、この介護予防ケアマネジメントを行う際に、住民一人一人が住み慣
れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていくために、医療介護の役割分担と連携をよ
りいっそう推進し、本人の希望する場所でその状態に応じ、また関係者間の円滑な情報共有
とそれを踏まえた対応を推進していくことが必要であることから、事業の運営にあたり連携
を図る事業者の追加、それから医療介護の連携等に関し必要な情報の提供、その他の支援に
ついての規定を整備しました。それでは、改正の内容について新旧対照表でご説明いたしま
す。議案第 9 号資料の新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 2 条第 4 項では、障害福祉制
度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が事業の運営
にあたって連携する事業者、障害福祉サービスを利用するためのサービス計画の作成を行
います指定特定相談支援事業者を追加する規定の整理を行いました。次に、2 ページにかけ
まして第 5 条第 2 項では、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保のため、利用申
込者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける介護
予防サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることが可能であること等を説明

することを義務付ける項目内容が追加されたことに伴う所要の規定の整理を行いました。次に同条第2項の次に第3項として、医療・介護の連携等に関し入院時における医療機関との連携促進についての項目を追加する規定の整理を行いました。そしてこの3項が追加定義されることに伴い、同条3項から同条7項までの項のずれの整理を行いました。次に3ページの第7条から4ページ第28条につきましては、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、サービス提供困難時の対応、利用料等の受領、法定代理需要サービス等に係る報告、それから勤務体制の確保、会計の区分について改正に伴い所要の規定の整理を行ったものでございます。次に5ページの第31条第9号から9ページの同条第28号までにつきましては、医療介護の連携に関し、平時から医療機関及び包括的継続的な支援事業を効果的に実施するための会議等との連携促進について義務付けられた項目が追加されたことに伴い所要の規定の整理を行ったものでございます。次に10ページにかけまして、第32条及び第33条につきましては、改正に伴い規定の整理を行ったものでございます。それでは議案書のほうにお戻りください。3ページをご覧ください。附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するとします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第15 議案第10号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

##### （説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第15、議案第10号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第10号と議案第10号資料をご用意ください。議案第10号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の14ページをご覧ください。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、当該省令を準用している本条例の規定を改正するため、提案するものでございます。なお、この地域密着型サービスといいますのは、超高齢化社会を迎え認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするため、平成18年に介護保険制度の大きな改革により創設されたサービス体系でございます。原則といたしまして、その市町村の被保険者のみがサービスを利用する

ことができます。そして、市町村がサービス事業者に対しまして、指導・監督・指定を実施する権限を有しており、現在、地域密着型サービスは9種類の種類がございます。次に改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第10号の資料の新旧対照表1ページをご覧ください。目次でございますが、改正により地域密着型サービスに、共生型地域密着型サービスに関する節を新設することに伴い、目次の第3章の2地域密着型通所介護の第4節、運営に関する基準の次に、第5節共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）を加え、次の、第5節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を第6節に目次を改めました。次に2ページにかけまして、第2条の定義では、共生型地域密着型サービスが創設されたことに伴い定義を加える規定の整理を行いました。次に2ページ第6条から7ページ第39条第4項までの改正等につきましては、地域密着型サービスの定期巡回、随時対応型訪問介護看護についてオペレーターに係る基準の見直し、介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和、それから地域へのサービス提供の推進等の改正に伴う所要の規定の整理を行いました。また平成30年度から新たな介護保険施設の類型といたしまして、介護医療院が創設されることに伴い施設等の種類を掲げる規定のうち必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に7ページ第47条から11ページ第59条までの改正につきましては、地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護について、オペレーターに係る基準の見直し等に伴い、規定の整理を行いました。次に11ページ第59条の3から23ページ第59条の38までの改正等につきましては、地域密着型サービスの地域密着型通所介護について、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型通所介護の基準を創設するとともに、療養通所介護の定員数の見直しに伴い、所要の規定の整理を行いました。次に23ページ第61条から27ページ第80条までの改正等につきましては、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護について、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しに伴う所要の規定の整理を行うとともに、介護医療院が創設されたことに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち必要な箇所に、介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に28ページ第22条から36ページ第108条までの改正等につきましては、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護の規定のうち、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の事業所類型が創設されることに伴う改正と、介護医療院が創設されることに伴い施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に36ページ第110条から39ページ第128条までの改正等につきましては、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護について、身体拘束等の適正化を図る規定が追加されたことに伴い、所要の規定の整理を行うとともに介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に40ページ第130条から43ページ第149条までの改正につきましては、地域密着型サービスの地域密着型特定施設入居者生活介護について身体的拘束等の適正化を図る規定が追加されたこと、それから療養病床等が医療機関併設型の地域密着型特定施設へ転換する場合の特例が設けられたことに伴う所要の規定の整理を行うとともに、介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な箇所に介護医療院を加

える規定の整理を行いました。次に 43 ページ第 151 条から 52 ページ 189 条までの改正等につきましては、地域密着型サービスの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、身体的拘束等の適正化を図る規定が追加されたこと、それから、入所者の医療ニーズへの対応について、緊急時の対応の規定が加えられたことに伴う所要の規定の整理を行うとともに、介護医療院が創設されることに伴い施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に 52 ページ第 191 条から 62 ページ第 202 条までの改正等につきましては、地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護について、サテライト型事業所の創設及び指定に関する基準の緩和についての規定の追加、改正に伴う所要の規定の整理を行うとともに、介護医療院が創設されたことに伴い施設等の種類を掲げる規定のうち必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に 62 ページ附則の第 10 条から 66 ページ第 12 条の 3 までの改正につきましては、病床転換の適用を受けることができる転換期限を改めること、それから、介護療養型医療施設又は、医療療養病床から医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合について人員基準の特例を設けること、それから、介護療養型医療施設又は、医療療養病床から指定地域密着型特定施設入居者生活介護と、医療機関の併設型に転換する場合について設備基準の特例を設けることに伴う規定の整理を行ったものでございます。それでは、議案書のほうにお戻りください。14 ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 16 議案第 11 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 16、議案第 11 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第 11 号と議案第 11 号の資料をお手元にご用意ください。議案第 11 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型介護

予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の 3 ページをご覧ください。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、当該省令を準用している本条例の規定を改正するため、提案するものでございます。内容につきましては、議案第 11 号資料の新旧対照表をご覧ください。1 ページ第 4 条から 6 ページ第 42 条までの改正等につきましては、地域密着型介護予防サービスの介護予防認知症対応型通所介護について、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しに伴い所要の規定の整理を行うとともに、平成 30 年度から新たな介護保険施設の類型として、介護医療院が創設されることに伴い施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な個所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に 6 ページ第 44 条から 12 ページ第 67 条までの改正等につきましては、地域密着型介護予防サービスの介護予防小規模多機能型居宅介護について改正に伴う条文の整理を行うとともに、介護医療院が創設されることに伴い施設等の種類を掲げる規定のうち必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。次に 12 ページ第 72 条から 15 ページ 86 条までの改正等につきましては、地域密着型介護予防サービスの介護予防認知症対応型共同生活介護について、身体的拘束等の適正化を図る規定が追加されたことに伴い、所要の規定の整理を行うとともに、介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち必要な箇所に介護医療院を加える規定の整理を行いました。それでは議案書のほうにお戻りください。3 ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上で議案第 11 号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） ただいま課長の説明のなかに、介護医療院という、初めて聞く言葉がでたんですけど、この内容についてちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの中島議員さんのご質問ですが、介護医療院が今回創設されるということでございます。まず、この介護医療院とはですね、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、それから看護、それから医学的管理のもとにおけます介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として都道府県知事の許可を受けたものをいいます。そしてこの、介護医療サービス、それに伴う介護医療サービスというのは、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理・看護・医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うものとしており

ます。今回、この介護医療院というのが創設されたといいますのは、現在の病院の介護療養病床というのが、本来は2018年3月末で廃止されることが決まっておりましたが、今回、改正によりまして、6年間医療期間というのが決まりました。その関係で、これまでの介護療養病床を転換する先として有力候補とされておりますのが、この介護医療院というものでございます。ですから、本来なら今年の3月31日で介護療養病床というのが廃止されるんですけども、これから6年間のうちにやめるか、あるいは転換するならこの介護医療院という施設に転換していくということになってまいります。以上でございます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。14番中島博志君。

○14番（中島博志） 分かったような分からないような説明なんですけど。現在ですね、町内において、この医療院に該当する病院は何名、挙げられるんやったらお願いしたいと思いますが。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの中島議員さんのご質問ですけれども、介護療養型の医療施設というのは、現在町内で1カ所、八倉医院に病床があるだけでございます。それから、介護医療院に転換をする予定というのは、今のところ、私どものほうにはそういう希望する医療施設というのは届いておりません。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑を終わります。

~~~~~

## 日程第 17 議案第 12 号 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

### （説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 17、議案第 12 号、砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 議案第 12 号をお手元にお願いします。議案第 12 号、砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、土地改良法の改正に伴い、同法を準用している本条例に項ずれが生じたため、所要の改正について提案するものでございます。議案第 12 号の資料、新旧対照表をご覧ください。1 ページの第 2 条第 3 項中、法第 113 条の 2 が追加されたことにより、法第 113 条の 2 第 2 項を、法第 113 条の 3 第 3 項に、裏面 2 ページの第 96 条の 4 を第 96 条の 4 第 1 項に、防災及び減災対策の強化に関する土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続きの簡素化にある条文の細分化に伴い、条文が追加されたことにより、第 49 条を第 87 条の 5 第 1 項に改めるものでございます。議案第 12 号にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、

公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 18 議案第 13 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について

（説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 18、議案第 13 号、砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 議案第 13 号をお手元にお願いします。議案第 13 号、砥部町営住宅管理条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、公営住宅法の改正に伴う条ずれの対応及び認知症患者等である入居者の収入申告義務を緩和するため、提案するものでございます。議案第 13 号資料、新旧対照表をご覧ください。1 ページの第 12 条は、公営住宅法施行規則の条ずれにより、規則第 11 条を第 12 条に、第 13 条は認知症患者、知的障害者、精神障害者等は規則において申告をしなくても町が公的機関において収入を調べることができる旨、をただし書きで、次条第 1 項ただし書に規定する場合を除くを追加し、2 ページの第 14 条第 1 項に先ほどのただし書きを加え、第 14 条第 2 項は公営住宅法施行規則の条ずれにより、規則第 8 条を 7 条に改め、第 14 条第 3 項は先ほどのただし書き、同項ただし書きに規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法によりを追加し、第 30 条第 2 項は先ほどのただし書きを追加し、3 ページの第 38 条・第 39 条は、公営住宅法施行令の条ずれにより、令第 11 条を第 12 条に改め、4 ページの第 52 条第 2 項は先ほどのただし書きによる読み替え規定を加えたものでございます。議案書第 13 号にお戻りください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 19 議案第 14 号 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 20 議案第 15 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 21 議案第 16 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 4 号)

##### （説明、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 19、議案第 14 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から、日程第 21、議案第 16 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号までの 3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。議案第 14 号の一般会計及び、議案第 15 号の国民健康保険事業特別会計につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。はじめ一般会計につきまして説明をさせていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 14 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号、平成 29 年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算補正、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,100 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 億 6,582 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、繰越明許費、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費による。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお開きいただきたいと思います。歳出補正の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず、総務費、民生費、商工費におきまして財源組替を行っております。まず 2 款総務費でございますが、4,750 万円増額し 11 億 8,223 万 2 千円といたしました。公共施設更新準備基金への積立金などでございます。次に 3 款民生費でございますが、1,238 万 9 千円を追加し 29 億 4,298 万 6 千円といたしました。臨時福祉給付金の国庫補助金の清算による返還金などでございます。次に 4 款衛生費でございますが、125 万 1 千円追加し 8 億 2,987 万 7 千円といたしました。美化センターの管理運営費の追加などでございます。次に 6 款農林水産業費でございますが、75 万円追加し 3 億 1,628 万 2 千円といたしました。公益林道万年鶴ノ崎線整備事業の負担金でございます。7 款商工費につきましては財源組替でございます。8 款土木費でございますが、322 万 6 千円追加し 7 億 6,738 万 3 千円といたしました。土木建設事業の県営事業負担金の増額でございます。次に 9 款消防費でございますが、2,588 万 5 千円を追加し 5 億 219 万 2 千円といたしました。災害対策基金への積立金などでございます。2 ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございしますが、特定財源といたしまして 14 款の県支出金、16 款寄附金、19 款諸収入、そして一般財源といたしまして、9 款の地方交付税、18 款の繰越金を追加をいたしております。次に 4 ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、ご覧の 11 件を 30 年度に繰り越す予定でございます。いずれにつきましても法的手続きであったり、また設計変更、そして河川管理者との協議、あるいは適正な施工期間を確保するために 30 年度に繰り越すというものでございます。このなかには 30 年度に繰り越さずに今年度執行できるという可能性の秘めているものも含ませております。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 15 号、平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号、平成 29 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳



出予算補正、事業勘定は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 8,555 万 8 千円とする。直営診療施設勘定は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,066 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお開きいただけたらと思います。事業勘定の歳出でございますが、1 款総務費を 56 万 7 千円追加し 1,407 万円といたしました。国保連合会に対する事務手数料 56 万 7 千円の追加でございます。2 ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、繰越金を 56 万 7 千円増額をいたしました。5 ページをお願いいたします。直営診療施設勘定の歳出でございますが、1 款総務費につきましては診療収入の減少に伴いまして、一般財源と一般会計繰入金との財源組替を行いました。2 款医業費につきましては、医薬品を 80 万円減額をいたしました。4 ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、受診者の減少によりまして、外来収入を 203 万円減額をいたします。外来収入の減額などによりまして、一般会計から 123 万円を繰り入れます。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。以上で私からの説明は終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 田中生活環境課長。

○生活環境課（田中克典） 引き続きまして議案第 16 号についてご説明申し上げます。平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。1 ページをお開けください。第 1 条、平成 29 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 4 号は、次に定めるところによります。第 2 条、平成 29 年度砥部町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。収入でございますが、1 款 1 項営業収益を 74 万円増額し 3 億 1,090 万 2 千円とし、収入合計を 3 億 5,516 万 9 千円とするものでございます。要因は一般会計からの消火栓改修工事の負担分でございます。次に支出でございます。1 款 1 項営業費用を 285 万 6 千円増額し 2 億 9,204 万 7 千円とし、支出合計を 3 億 1,838 万 4 千円とするものでございます。主な増減の要因は、有形固定資産減価償却費で償却期間の登録を変更したためでございます。次に第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 1 億 2,408 万 5 千円を不足する額 1 億 2,277 万 9 千円に改め、過年度分損益勘定留保資金 3,111 万 4 千円を過年度分損益勘定留保資金 2,980 万 8 千円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。1 款 3 項負担金で 130 万 6 千円増額し 330 万 6 千円とし、収入合計を 5 億 1,946 万 1 千円とするものでございます。要因は大南の石綿管の布設替え工事に伴う消火栓の新設、改修等による負担金の不足によるものでございます。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 林道関係で例の県が広域林道やっております、万年かなりきとる状態

で、今年、まあ今度は補正が 75 万組まれておりますが、進捗状態、林道の。どれぐらいまで現在できとるかお答えいただけたらと思います。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えいたします。ただいまの障子山林道でございますけれども、この林道は万年を始点にしまして障子山の東側を通りまして、伊予市の鵜ノ崎に抜ける道でございます。砥部町分の延長が 3,360 メートル、伊予市分の延長が 5,400 メートルということになっております。現在、工事区間で進められておりますのが伊予市分が中心でございます、砥部町のほうからは、万年から今、取付道を入っておりますけれども、現況を見てみますとほんの少しということで、ほとんど本道についてはまだ着工していないということでございます。ただ、この工事が難航しておりまして、この部分については今、取付道をつけておりますけれども、この部分が将来的に本道に代わる予定もございますし、そこらへんは県と、県営事業でございますから、県と相談しながらですね、今後どのような取り付け方にするかということは、ただいま計画の段階でございます、今回それらも併せて設計をするということは聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） ということは、私どもが現場に行つて入つて見ることはできない。側面の万年の側から見ることはできるけど、中へ入ることはまずできないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（松崎浩司） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの三谷議員さんのご質問でございますけれども、ただいま工事中でございます、道からは入っている道が見えますので、それは見えますけれども、工事中ということなので中に入るのは危険ということもありますので、中に入るのというのはちょっと危ないかなという感じはしておりますから、万年線のほうから見ていただければ今どのような感じで工事がなされているかというのはご確認できるものと思ひとります。以上です。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（松崎浩司） 質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつています議案第 2 号から議案第 16 号までの 15 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よつて議案第 2 号から議案第 16 号までの 15 件は、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩をします。再開は午後 1 時 05 分の予定です。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 05 分 再開

~~~~~

- 日程第 22 議案第 17 号 平成 30 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 18 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑)

○議長（松崎浩司） 再開します。日程第 22、議案第 17 号、平成 30 年度砥部町一般会計予算から、日程第 31、議案第 26 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、平成 30 年度の当初予算につきましてご説明をさせていただきます。私からは、議案第 17 号の一般会計から、議案第 24 号の浄化槽特別会計までを説明させていただきます。一般会計予算書をお手元をお願いをいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 17 号、平成 30 年度砥部町一般会計予算、平成 30 年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89 億 5,274 万 5 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。第 2 条継続費、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第 2 表、継続費による。第 3 条債務負担行為、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 3 表、債務負担行為による。第 4 条地方債、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 4 表、地方債による。第 5 条一時借入金、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。第 6 条歳出予算の流用、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項

の間の流用。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、予算書の 12 ページをお願いをいたします。歳出でございます。まず、議会費につきましては 1 億 698 万 9 千円で例年と大きな変化はございません。総務費につきましては 8 億 6,741 万 4 千円で 2 億 3,595 万 6 千円減少いたしました。国体推進関連の予算で減少したことなどが主な要因でございます。民生費につきましては 39 億 8,174 万円で 13 億 4,782 万 5 千円増加をいたしました。愛育幼稚園の園舎に対する交付金、総合福祉センター、麻生保育所の改築事業などが主な要因でございます。衛生費につきましては 6 億 9,304 万 2 千円で 1 億 5,418 万 2 千円減少をいたしました。水道事業会計に対する出資金で、第 8 次拡張事業が終了したことによるものでございます。労働費につきましては 1,500 万円で 1,200 万 5 千円減少をいたしました。勤労者に対する貸付金の減少が主なものでございます。農林水産業費につきましては 2 億 1,791 万 5 千円で 3,811 万円減少をいたしました。土地改良事業や林道維持工事費の減少などが主な要因でございます。商工費につきましては 1 億 9,831 万円で 3,138 万円減少をいたしました。建設工事費の減少が主な要因でございます。土木費につきましては 4 億 8,514 万 3 千円で 2 億 2,341 万円減少をいたしました。道路維持工事、道路新設改良工事の縮減が主な要因でございます。消防費につきましては 4 億 9,701 万 7 千円で 2,576 万 1 千円増加をいたしました。同報系の防災行政無線の更新に伴う設計委託料や、I P 無線の購入などが主な要因でございます。教育費につきましては 13 億 786 万 5 千円で 1 億 7,247 万 4 千円増加をいたしました。中央公民館の耐震大規模改修工事が主な要因でございます。公債費につきましては 5 億 7,231 万円で対前年度 514 万 3 千円増加をいたしました。続きまして 10 ページ、11 ページをお願いをいたします。歳入でございますけれども、まず一番上の町税でございますが 19 億 6,963 万 5 千円、対前年度 2,153 万 7 千円減少をいたしております。地方交付税でございますが 24 億 8,600 万円で 2,400 万円減少をいたしております。そして国庫支出金でございますが 6 億 9,654 万円でございます。1 億 3,989 万 4 千円増加をしておりますが、愛育幼稚園の園舎整備に対する交付金や、総合福祉センターの補助金が主な要因でございます。繰入金 4 億 1,022 万 3 千円でございますけれども、3 億 5,319 万円減少しております。基金の繰入の減少でございます。町債でございますけれども 17 億 4,040 万円、対前年度 10 億 2,220 万円増加をしております。中央公民館の耐震大規模改装事業、そして総合福祉センターの事業、そして麻生保育所の改築事業などで大きく増加をしております。6 ページをお願いをいたします。継続費でございますが、麻生保育所改築事業と中央公民館の耐震大規模改修事業のふたつの事業につきまして継続費を設定いたします。これにつきましては、工事費と工事管理費についての継続でございますが、麻生保育所につきましては、総額が 5 億 5,211 万 8 千円で 30 年度の進捗率を 90%、31 年度を 10%といたしまして、平成 30 年度の年割額を 4 億 9,690 万 6 千円、31 年度を 5,521 万 2 千円として設定するものでございます。中央公民館耐震大規模改修事業につきましては、総額が 9 億 1,611 万 4 千円で、30 年度の進捗率を 40%、31 年度を 60%といたしまして、平成 30 年度の年割額を 3 億 6,644 万 6 千円、31 年度を 5 億 4,966 万 8 千円として設定をするものでございます。7 ページでございます。債務負担行為でございますが、ご覧の 10 件の債務負担行為を設定いたします。まず上から 3 件につきま

しては、期間を31年度から35年度までと設定をいたしまして、パソコン借上料に対するもの、そして住民基本台帳ネットワークシステムの更改に関するもの、固定資産の家屋全棟調査に関するもので、限度額についてはご覧のとおりでございます。次の5件につきましては期間を31年度といたしまして、愛顔の子育て応援事業助成金、そして砥部焼陶芸塾委託料、そして子ども・子育て支援事業計画策定委託料、そして坂村真民記念館の特別企画展の主催業務、そしてPR業務に対するものでございます。限度額につきましてはご覧のとおりでございます。次の2件につきましては、中小企業振興資金制度に係るものでございます。期間及び限度額につきましてはご覧のとおりでございます。次に8ページをお願いいたします。地方債でございます。今年度は9件について予定をしております。上から3つ目・4つ目でございますけれども、社会福祉施設整備事業、そして次の施設整備事業一般財源化分、これにつきましては麻生保育所の改築事業に対するものでございます。そして合併特例事業につきましては、総合福祉センター建設事業、そして中央公民館の耐震改修事業に対するものでございます。総額が17億4,040万円でございます。一般会計につきましては以上でございます。次に、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いいたします。議案第18号、平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算、平成30年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定23億3,650万5千円、直営診療施設勘定6,712万8千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。第2条債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。第3条一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定は1億円、直営診療施設勘定は2,000万円と定める。第4条歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。12ページをお願いいたします。まず事業勘定の歳出でございますが、30年度は23億3,650万5千円で対前年度5億4,070万6千円減少をいたしました。2款の保険給付費が16億8,599万4千円で、被保険者の減少などによりまして4,184万9千円減少をいたしました。また30年度から県が財政運営の主体となることから、共同事業拠出金が大幅に減額となっております。歳入でございますが、10ページ・11ページをご覧いただきたいと思います。1款の国民健康保険税が4億2,498万6千円で、昨年度より3,233万5千円減少をいたしました。また、制度改正によりまして保険給付費については県からの普通交付金を充てることとなるために4款の県支出金が17億878万5千円で15億5,778万8千円増加するとともに、国庫支出金などを廃止をいたしました。次に直営診療施設勘定でございますが46ページをお願いいたします。30年度予算でございますが6,712万8千円で、対前年度412万9千円減少をいたしました。1款総務費では人件費などの減少によりまして318万円減少いたしました。2款医療費では、患者数の減少などにより

まして 94 万 9 千円減少いたしました。歳入でございますが、44・45 ページをお願いをいたします。1 款の診療収入 1,922 万 8 千円と、8 款の繰入金、これは一般会計繰入金と事業勘定からの繰入金がございますが 4,786 万円でほとんどをまかなっております。6 ページをお願いをいたします。債務負担行為でございます。歯科診療業務委託料に対する債務負担で、期間を平成 31 年度から 34 年度まで、限度額を 2,116 万 8 千円として設定するものでございます。次に後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いをいたします。議案第 19 号、平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算、平成 30 年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7,883 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 8 ページをお願いをいたします。歳出でございますが、30 年度は 2 億 7,883 万円で、対前年度 3,290 万 4 千円増加をいたしました。2 款の後期高齢者医療広域連合納付金が 2 億 6,398 万円で、保険料の改定などによりまして 3,025 万 9 千円増加をいたしました。歳入でございますが、6 ページ・7 ページをお願いをいたします。1 款の後期高齢者医療保険料 1 億 8,325 万 8 千円と、4 款の繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。8,258 万 6 千円が主なものでございます。この会計につきましては保険料などを受け入れて広域連合に納めることが主な業務となっております。高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 20 号、平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計予算、平成 30 年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定 21 億 4,491 万 8 千円、介護サービス事業勘定 4,687 万 2 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。第 2 条債務負担行為、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表、債務負担行為による。第 3 条一時借入金、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定は 2 億円、介護サービス事業勘定は 200 万円と定める。第 4 条歳出予算の流用、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。12 ページをお願いをいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、30 年度は 21 億 4,491 万 8 千円で 3,363 万円減少をいたしました。2 款の保険給付費が 19 億 7,404 万 6 千円で 5,081 万 2 千円減少いたしました。施設介護サービス給付で約 3,000 万円、介護サービス給付でこれも約 3,000 万円減少をしております。歳入でございますが、10 ページ・11 ページをお願いをいたします。1 款の介護保険料が 4 億 4,200 万円で 2,348 万 7 千円増加をいたしました。反対に、4 款の支払基金交付金が 5 億 5,865 万 1 千円で 2,828 万 2 千円、7 款の繰入金が 3 億 4,013 万 6 千円で 1,876 万 3 千円減少をいたしました。次に、介護サービス事

業勘定の歳出でございますが、54ページをお願いいたします。30年度は4,687万2千円で、対前年度352万2千円増加をいたしました。2款サービス事業費で、広寿会に委託しております居宅介護サービス事業委託料が増加したことなどによる増加でございます。歳入でございますが、52・53ページをお願いいたします。ご覧のとおり、ほとんど1款介護サービス収入4,401万5千円、それと一般会計からの繰入金285万6千円でまかなっております。6ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。包括支援センターの訪問車の借上料に対するものは、期間を平成31年度から35年度まで、限度額を102万6千円、在宅高齢者安心生活支援事業委託料に対するものにつきましては、期間を31年度から34年度、限度額を1,783万3千円として設定するものでございます。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。次にとべの館特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第21号、平成30年度砥部町とべの館特別会計予算、平成30年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,267万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは8ページをお願いいたします。30年度でございますが、4,267万円で578万9千円増加をいたしております。とべ動物園開園30周年記念事業として、工事費及び原材料費で増加をいたしました。歳入でございますが、6・7ページをお願いいたします。ご覧のとおり、ほとんど売店収入3,520万円と、繰越金724万9千円でまかなっております。とべの館特別会計につきましては以上でございます。続きまして、とべ温泉特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第22号、平成30年度砥部町とべ温泉特別会計予算、平成30年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,908万5千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは8ページをお願いいたします。30年度につきましては、4,908万5千円で141万5千円減少をいたしました。工事費や備品購入費などで減少をしております。歳入でございますが、6ページ・7ページをお願いいたします。事業収入を2,435万3千円見込んでおります。また収入が不足するために一般会計から2,448万9千円を借り入れます。前年度と比べまして185万1千円減少いたしました。とべ温泉特別会計につきましては以上でございます。次に農業集落排水特別会計につきましてご説明させていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第23号、平成30年度砥部町農業集落排水特別会計予算、平成30年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,414万9千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。予算書の8ページをお願いいたします。30年度につきましては3,414万9千円で478万7千円増加をいたしました。1款の事業費が2,155万3千円で施設の適正化構想策定委託料や工事請負費など、施設管理

運営費などにより 488 万 9 千円増加をいたしました。歳入でございますが、6・7 ページをお願いいたします。使用料・手数料は 833 万 3 千円で 23 万 9 千円減少をしております。3 款の国庫補助金につきましては施設の適正化構想策定委託料に対する補助金で増加をしました。また繰入金、一般会計繰入金でございますけれども 272 万 6 千円増加をいたしました。農業集落排水特別会計は以上でございます。続きまして浄化槽特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 24 号、平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計予算、平成 30 年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,293 万 3 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 8 ページをお願いいたします。歳出でございます。30 年度でございますが 7,293 万 3 千円で 86 万円減少をいたしました。1 款の浄化槽点検管理費は 7,188 万 6 千円で 84 万 6 千円減少をいたしました。歳入でございますが、6・7 ページをお願いいたします。1 款の事業収入 6,386 万 3 千円と、5 款の繰越金 901 万 7 千円がほとんどを占めております。公共下水道への接続や他事業への管理替えなどによりまして契約件数が減少しております。浄化槽特別会計は以上でございます。以上で私からの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 田中生活環境課長。

○生活環境課（田中克典） 引き続きまして議案第 25 号、第 26 号についてご説明申し上げます。議案第 25 号、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第 2 条は業務の予定量を定めています。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は、第 1 款下水道事業収益合計 3 億 66 万 3 千円、支出は、第 1 款下水道事業費用合計 2 億 8,374 万 8 千円でございます。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 2,270 万 8 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,100 万円と、過年度分損益勘定留保資金 1 億 170 万 8 千円で補てんするものといたします。収入は、第 1 款下水道資本的収入合計額 4 億 9,161 万 2 千円、支出は、第 1 款下水道資本的支出合計額 6 億 1,432 万円でございます。次のページをお願いします。第 5 条企業債ですが、起債の目的は公共下水道整備事業費、限度額は 2 億 6,050 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第 6 条、一時借入金の限度額は 5 億円と定めています。第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第 8 条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与で 5,307 万 8 千円としています。第 9 条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1 億 1,400 万円と定めています。平成 30 年 2 月 21 日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、議案第 26 号をお願いいたします。平成 30 年度砥部町水道事業会計についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条、平成 30 年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第 2 条は業務の予定量を定めています。第 3 条収益的収入及び支出の予定

額は、次のとおりと定める。収入は、第1款水道事業収益合計額3億4,258万7千円、支出は、第1款水道事業費用合計3億2,945万5千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,042万1千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額915万4千円及び過年度分損益勘定留保資金1億3,126万7千円で補てんするものとします。収入は、第1款水道資本的収入合計1億7,250万円、支出は、第1款水道資本的支出合計3億1,292万1千円でございます。次のページをお願いいたします。第5条、企業債でございます。起債の目的は水道事業費でございます。限度額は9,000万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては一般会計と同様でございます。第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定めています。第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めています。第8条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費でございまして4,550万4千円としています。第9条、たな卸資産購入限度額は1,000万円と定めています。平成30年2月21日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、第26号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第17号から、議案第26号までの、平成30年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第17号から、議案第26号までの、平成30年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に政岡洋三郎君が、副委員長に平岡文男君が互選されました。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月14日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時39分 散会

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 2 月 27 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 30 年 2 月 27 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 面岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠 席 議 員	なし		
地方自治法第 121 条第 1 項 の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 武智省三 総務課長 相原清志 企画財政課長 大江章吾 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長 富岡 修 保険健康課長 松下寛志 介護福祉課長 門田伸介 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 白形敏明 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 国体推進課長 西松伸一 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦		
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志	
傍 聴 者	3 人		

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 30 年 2 月 27 日（火）

午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長（松崎浩司） 日程第 1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。2 番佐々木公博君。

○2 番（佐々木公博） 2 番佐々木公博でございます。議長の許可をいただきましたので、今回、2 問質問させていただきます。議員になりまして、初めての登壇でございまして、見る視界がまったく違うわけでございまして、大変緊張しております。自分なりに精一杯質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず 1 問目ですけれども、災害時の孤立集落対策についてでございます。昨年発生いたしました豪雨災害・台風災害は日本各地に甚大な被害を及ぼし、本町においても、床上浸水、道路及び農業用施設の崩壊など、過去に類を見ない被害が発生いたしました。近年の自然災害は、局地的豪雨による河川の氾濫や土石流の発生など、広い範囲に被害を及ぼしております。砥部町地域防災計画によりますと、町内のほとんどの地区に急傾斜地崩壊危険箇所や、土石流危険渓流などの危険箇所が点在しており、豪雨災害や大規模地震の発生時には、地すべりや斜面崩壊により避難道路が寸断され、孤立集落が多数発生する恐れがあります。また、ライフラインの寸断など、町民への影響は計りしれません。砥部町地域防災計画では、孤立地区対策として、外部通信手段の確保や緊急救出手段の確保などが挙げられていますが、災害時に孤立集落が発生した場合の対応・対策について、町長にお伺いいたします。続きまして、2 問目でございます。子どもたちが遊べる環境整備についてであります。スポーツ庁が公表いたしました、平成 28 年度体力・運動能力調査結果によりますと、幼児期に外で遊ぶ頻度が高いほど運動習慣が身に付き、体力向上に繋がっているとの見解が示されています。しかしながら、近年、テレビゲームやスマートフォンの普及拡大により、屋外で遊ぶ子どもたちの姿を見受けなくなりました。本町では、子育て支援として、保育所・幼稚園の園庭を開放し、親子遊びの場を提供していますが、地区の集会所等では、老朽化した遊具は撤去され、子どもたちが屋外で遊ぶ環境は減少しております。乳幼児や低学年の子どもたちが、屋外で安心して遊べる環境づくりについて、町長のお考えをお伺いいたします。以上、2 問、よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木公博議員のご質問にお答えします。はじめに、災害時の孤立集落対策についてのご質問ですが、本町におきましては、幸いにして、これまでに、災害による集落の孤立は発生しておりません。孤立集落対策の最優先事項は、安否確認等の情報収集であり、そのためには、町職員や消防職員、消防団員のほか、地域の協力が不可欠です。それでも情報収集ができない場合や、緊急な救出や物資輸送が必要な場合は、県の防災ヘリ等を要請することとなります。また、県への協力要請でも対応できない場合は、県知事を通して自衛隊へ協力を要請することとなります。これは孤立ではありませんが、今年1月の大雪では、高市地区で一昼夜停電状態となり、電話も不通になりました。除雪もまだ各地区十分に行えていない状態でしたので、助けを呼べず、身動きがとれない方がいてはいけないということで、地元の民生児童委員と消防団に、独居等の高齢者宅の安否確認を行っていただき、すべての方々の安否を確認いたしました。この事例は、携帯電話が使用できる状態でしたが、通信が断絶することもあります。そのため、現在、砥部地区と広田地区の通信断絶に備えて、役場本庁と広田支所には、それぞれ1台ずつ衛星携帯電話を配備しております。今後は、防災行政無線のデジタル化による双方向通信機能の整備など、防災情報の提供体制の充実を図るとともに、更なる自主防災組織の防災意識の向上や、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。次に、子どもたちが安心して遊べる環境整備についてのご質問ですが、屋外で遊ぶ子どもたちの姿は年々減少していると感じております。外遊びの減少要因には、塾や習い事など学校外の学習活動やテレビゲームの普及による時間の減少、開発や道路整備に伴う空間の減少、少子化や核家族化による仲間の減少が挙げられます。また、保護者の安全意識や学力偏重傾向も外遊びを制限する要因となっていると考えております。ご指摘のスポーツ庁の見解のとおり、外遊びが運動習慣や体力向上に繋がることは言うまでもありませんが、そのためには、屋外で安心して遊べる空間の整備とともに、外遊びやスポーツの楽しさ、その効果を、子ども達と保護者が理解し、時間を作ること、誰もが参加できる機会の提供による仲間づくりも必要であり、総合的に推進していく必要があります。現在、子どもが屋外で遊べる場としては、砥部児童館や地区の集会所等に設置している遊具がございます。砥部児童館ですが、開館後50年近くが経過し、屋外遊具も老朽化が進んでおりますが、毎年遊具点検を実施し、安全対策に取り組んでおります。また、地区の遊具等につきましても、同様に事故の発生防止と安全確保のため、2年に1回、広場の遊具点検を実施するとともに、修繕や新設については、各区からの要望に基づき、広場整備事業として対象経費の10分の5以内で、100万円を限度に補助金を交付しております。次期総合計画にもお示ししておりますが、幼少期からの運動習慣の定着に向けた取組みを推進し、体力向上、スポーツ活動に関する機運を高めつつ、利用者のニーズに応じた公園や施設整備を検討してまいりたいと考えております。以上で、佐々木議員に対するご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） はい。町長ありがとうございます。まず1点目の、孤立集落の関係ですけれども、過去においてはまだまだ発生していないということで、今まではよかったんですけれども、やはりこれからになるとですね、南海地震等の発生も予測されております。そ

のようななかですね、もし、万が一、孤立集落が発生した場合にですね、初期作業ですかね、平成 30 年度の重点施策にもありますとおり、防災・減災対策への取り組みが必要であると。そのなかには防災士がどうしても必要不可欠であると私も考えております。昨年私も、防災士のリーダー研修を受けまして、防災資格を取ったわけなんですけれども、現在、砥部町では 119 名の防災士がいると確認しておりますが、これから先にもですね、やはり防災士の育成は必要不可欠にあると考えております。そのようななかで、平成 30 年度以降、防災士をどのように作っていくのか、もし具体的な考えがあるのであれば、防災士の育成についてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず最初に、佐々木議員さんには防災士の資格を取っていただきまして誠にありがとうございました。今後の防災士についてですが、29 年度、本年度は、県が主催する防災士の養成講座を砥部町で開催をしていただきまして、50 人ちょっとの防災士を一気に増やすことができました。これから以降でございますが、一応計画としましては、毎年最低 10 人程度の防災士さんを増やしていきたい。今年に、自主防災組織で最低 1 名の防災士さんを確保するということが一応達成できておりますので、また、各自主防災士組織のなかで、防災士さんの数っていうのも、1 名から 6 名程度、まばらでございますので、少ないところの補充ですとかそういったことも考えまして、毎年約 10 名程度を確保していくというふうな計画でございます。

○議長（松崎浩司） 2 番佐々木公博君。

○2 番（佐々木公博） ありがとうございます。119 名のなかですね、防災士の方、まだまだこれから増やすという計画のようでございます。防災士もですね、いろんな年齢・職種で作っていただくようお願いをしたいと思います。自然災害でございますので、いつ起こるやら分かりません。地元にはいない方もおるわけでございますので、いろんな分野の方の防災士リーダーを作っていただきますように要望しておきます。続きましてもう 1 点、孤立集落の関係ですけれども、やはり、先ほど町長の答弁にもありました、県の防災ヘリ、自衛隊関係等、緊急のための手段はあるわけなんですけれども、やはり孤立した集落の住民の一番の不安は、情報が入ってこないということであろうかというふうに思います。情報発信手段としてですね、衛生携帯電話等あるとお聞きしたわけなんですけど、やはり、万が一に備えてですね、情報の発信手段は必要不可欠あるふうに考えております。そのようななかですね、昨年度からよく新聞紙上にもでておりますドローン、これを活用した情報収集・情報発信ということについて、砥部町はどのように考えているのかという点をお伺いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまの佐々木議員さんのご質問に対してお答えいたします。まず、孤立地区っていうのが発生しましたときに、一番大事なことは、おっしゃられたとおり、情報収集でございます。その情報収集の仕方も、停電とか、電話も使えないとか、そういった状態でありましたら、地元の地域の力と申しますか、消防団員さん・消防署員さん・

自主防災組織、そういったところで情報収集にあたれるには限りがあると思います。そこで、最悪の場合、県とか、自衛隊とか、そういった要請にいくわけですが、先ほどご提案がありましたドローンにつきましては、これ現在検討中でございます。今、調査しているなかで、町内にもですね、ドローンを取り扱える業者さんがおるようにも聞いておりまして、今後検討させていただきたいと思っております。場合によって、協定とかそういったふうなことも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。やはりですね、ドローンというのは最近発達しておりますので、是非とも検討課題としてですね、進めていただけたらと思います。やはり、自然災害というのはいつ起こるか分かりません。そのようなためにもですね、砥部町全体として、町民の生命・財産を守るためにはですね、日々考えていかなければならない問題と考えておりますので、今後もですね、万全の対策を行っていただくよう要望いたしまして、1つめの質問を終わりたいというように考えております。続きまして、2つめですね、子ども達の遊べる環境作りでございます。やはり、言葉が悪いかもしれませんが、昔と違って、子ども達が学力のほうに力を入れるというなかで、塾であるとか、習い事に時間を割くというようななかで、子ども達が遊ぶ環境が減っておるのかなというふうに私自身も考えておるわけですが、そこで、提案をさせていただいたと思います。昨年ですね、ある保護者の方から、保育所・幼稚園・小学校の園庭を一部、芝生化して裸足で遊べる環境が欲しいという意見を伺いました。現在、広田保育所のみ芝生化されていると思うわけでございますけれども、園庭の一部をですね、芝生化するような考えはないのか、教育長のお考えをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。校庭の芝生化につきましては、埃・砂等の飛散防止、あるいは美観、運動時における児童の安全性の向上とか、また環境教育の観点から、有効であると考えております。芝生化によって、夏場の外気の温度が緩和されたり、運動や外遊びの活性化・多様化にも繋がり、県内でも、幼稚園や一部の小学校などで導入されている事例があります。しかしながら、芝生化にあたって、整備に際する初期費用や、導入後の維持管理面で課題が残っております。散水や除草、肥料の散布など、整備面積に比例して、多くの労力が必要となります。維持費の抑制、学校負担の軽減のためには、PTAあるいは地域の協力体制が不可欠になります。また、学校の行う体育活動とか、地域のスポーツ活動の場として、芝生化により支障が出る競技・種目もまたデメリットとして考えられます。28年度に、議員さんのご指摘により幼稚園・保育所の芝生はどうかというご提案がありまして、事務局と議員さんとで、町外の芝生化をしておる保育所・幼稚園を見学した経緯がありますが、その折に、やはりメリット・デメリット両方にわかれて、活用する保育所・幼稚園、あるいは保護者も賛否両論がある状況であります。特に、転んだり、気持ちよく外で遊ぶ子ども達の環境については、芝生化というのは本当にいいメリットがありますけれども、その反面、保育士あるいは幼稚園の教諭あたりが管理をしていくことが、



結局はそういう状況になってまいります。そのあたり、PTA・保護者の協力を得たり、町の労力を期待するわけですが、常時ということにはありませんので経費の問題が大きな問題になってまいります。また、グラウンドで芝生で遊んだあと、教室に入ったあとの芝生の枯草がついたり、そのあたりの健康あるいは清掃美化にも非常に難儀をしておる状況を視察して感じ取っております。そういった諸々の条件を考えますと、まずグラウンドの広さの面が一番問題になるかと思います。一部のところを芝生化して、多くは健康あるいは体力向上の面からは、素足で土に触れて育つというのもひとつの大きな環境教育でありますので、メリット・デメリット両方考えていかなければならないというふうに考えております。いずれにしましても、今後、他の市町の状況、今現在、芝生を取り入れているのは6校、幼稚園・保育所・小学校合わせて6校という状況を確認しておりますが、1件2件増えているという状況はあるかと思いますが、約2%の状況であります。そういったところ勘案しまして、今後、芝生化につきましては、なおいっそう研究をして検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。以上で、佐々木議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。確かに、芝生化にすることによってですね、メリット・デメリットあるかと思いますが、今後の検討としてですね、また前向きに検討していただいたらというふうに思います。もう1点芝生化の関係でございますけれども、昨年ですね、伊予市の双海地域事務所、旧の上灘地区でございますけれども、そこではですね、子ども達が遊べるように、駐車場予定地をですね、芝生化しました。昨年私も秋口見に行ったわけなんですけれども、広い面積でおいでですね、駐車場をやめて芝生化されておりました。現在、旧給食センター跡地を整地しておるのを昨日見かけました。給食センター跡地の利用につきましては、駐車場70台という案を掲げていると昨年お伺いしましたが、その一部をですね、せめて20台分ぐらい芝生化してですね、遊べる環境にしてはどうかというふうに私のほうから提案させていただきたいと思っておりますけれども、その点について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ご存じのように、宮内幼稚園・宮内保育所につきましては、駐車場がないというふうなことで、天満宮の境内を駐車場に使わせていただいたりしておりますけれども、今回、給食センターの移転によりまして、あの跡地が利用できるというふうなことで、現在のところ駐車場の予定をしております。今のご提案、初めて聞いたわけでございますけれども、担当課あたりとも十分協議をして、検討事項としてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） 検討していただけるということでお願いしておきます。これにつきましてはですね、地元のボランティアのかたがですね、もし芝生化するのであれば、あとの維持してもいいよというふうなことも聞いておりますので、是非前向きに検討していただけたらと思います。平成30年度の重点施策にもありますとおり、やはりこれからの砥部町、日

本を担う子ども達を健全に育てていくためにも、今の乳幼児、またこれからの子ども達を健康に育てていく環境が必要だと考えております。これからもですね、元気に遊べる環境づくりを作っていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 2番佐々木公博君の質問を終わります。3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田でございます。今回、2点質問させていただきます。まず1点目でございますが、移住促進事業の取り組みについてでございます。愛媛県では最近、年1万人の人口が減少しています。人口減に悩む各自治体では、ここ数年、移住・定住促進策の取り組みに力を入れているところです。しかし、全国でみると、豊かな自然、静かな生活環境を求める動きや、自治体側の移住促進策を背景に、2010年から2015年までの5年間で、転入者が、転出者を上回る社会増を達成したのは、過疎指定された797市町村のうち11.7%にあたる93市町村で、現役世代の都市部からの移住が増えたという民間機関の分析があります。そのうち、増加率がもっとも高かったのは、手厚い就農支援をした鹿児島県十島村の27%、2位は新潟県の粟島浦村。その他、沖縄県・島根県等の、過疎指定市町村が上位を占め、上位10自治体のうち9カ所は離島ということであります。離島や山間部など、地理的な条件が不利とされるところの移住者が多いという現状がみてとれます。そういったなか、県内の20市町では、移住支援策を実施しており、最も多いのは都市部でのPRや相談窓口の設置、次いで移住者への住居提供、就業・開業支援であります。本町においても人口減少が続いており、移住促進対策に向け年々予算を増額し、30年度当初は約930万円となっています。本町の、ここ数年の状況及び実施事業事例、並びに今後の見通しについて、町長にお伺いします。続いて2点目、運転免許自主返納の支援の取り組みについてでございます。昨年の、愛媛県の人口10万人当たりの交通事故死亡者数が、全国ワースト2位、高齢者10万人当たりの死者も全国2位という報道が先月あったところです。また、事故を起こした高齢者の中には、家族から運転を止められているにもかかわらず、車で出掛け、事故を起こしたというニュースもありました。本町を管轄する松山南警察署管内の、昨年の交通事故発生件数は682件で、対前年59件減少していますが、一方、死者数は10人で、対前年7人の増であります。そのうち、高齢者が7人を占め増加しています。この質問事項等につきましては、以前に、多くの先輩議員が質問されており、そのときの町長答弁は、高齢者による交通事故防止の観点からではなく、自主的に返納しやすい環境を整えることが必要であり、高齢者の移動手段確保など、総合的な生活支援策としてとらえ、民間企業などとの連携による支援も含め、前向きに検討したいということでありました。今回、自主的に返納しやすい環境を整えることが進んだ結果として、30年度の当初予算で32万円、すでに事業実施にむけ予算計上されているところであります。この免許自主返納制度は、1998年、平成10年にスタートしております。警察庁の発表では、昨年1年間の自主返納件数は42万2,033件。前年より2割増加しており、免許保有者の高齢化が進むなか、今後も大幅に増えることが予想されとのことです。一方、愛媛県では、昨年10月末現在でございますが、県内の65歳以上の免許人口は24万3,250人。全保有者の26.2%ということなので4分の1強ということでございます。そのうち免許返納

者は、10月末時点でございますが4,512人で、10年前の10倍となっております。現在では、制度の浸透により、協賛企業や自治体数が213事業者におよび、県の警察本部が昨年11月に、運転免許自主返納支援ガイドブックを発行したところでございます。自主返納のきっかけは、身体能力の低下、家族や友人、医者から勧められたとき、交通違反や事故を起こしたとき、運転に自信がなくなったりと感じられるときとか、そういったことがきっかけであったというアンケート結果があります。これら免許の自主返納するために重要なことは、車に代わる日常生活の足を維持できるかどうかということであり、公共交通機関の運賃割引や無料化、地域での公共交通機関の整備、買い物宅配サービスの充実などが考えられます。そこで、本町での高齢者運転免許自主返納支援の取り組みについて、町長にお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、移住促進事業の取り組みについてのご質問ですが、本町では、平成27年度に策定した砥部町人口ビジョン、砥部町まち・ひと・しごと総合戦略により、選ばれるベッドタウンを基本目標に掲げ、砥部町への新しいひとの流れをつくる基本方針のもと、具体的な施策を進めております。まず、平成28年10月から、地域おこし協力隊員を1名広田地区に配置いたしました。これは、総務省によって制度化されたもので、人口減少地域において、地域外の人材を受け入れ、地域活動を行い、その定住・定着を図ることを目的とした制度でございます。本年度は、移住希望者向けに、くらしの便利情報としてとべふるマップを2,000部作成し、東京都千代田区のふるさと回帰支援センターなどへの常設や都市圏で開催されるフェアなどで配布し情報発信に努めました。これらの取り組みにより、昨年12月末現在、相談件数は27件、移住者は5名となっております。さらに、本年度末には移住者住宅改修支援事業費補助金を活用いただき、高知県から子育て世帯の方が移住される予定となっております。今後は、地域おこし協力隊員を1名追加採用し、積極的に移住フェアなどに参加していくとともに、空き家バンクの開設や関係課と連携した、住まい、仕事、暮らしなどの情報発信を強化した移住促進対策に取り組んでまいりたいと考えております。次に運転免許自主返納支援の取り組みについてのご質問でございますが、このご質問につきましては、これまでも議員各位からご提案をいただいております。検討を重ねてまいりました。本定例会におきまして、この支援策に係る一般会計予算を計上させていただいております。詳細につきましては、予算特別委員会でご説明させていただきますが、本年4月1日以降に運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対しまして、町内のタクシー事業者で利用できる助成券、伊予鉄道が発行している電子マネーカードのいずれか5,000円分を贈呈する支援策を提案しております。65歳以上の高齢者が、松山南警察署で運転免許証を自主返納した際に、併せて松山南警察署において助成申請書をご記入していただければ、後日、役場から本人様あてに、ご希望の助成券を郵送する予定としております。また、運転免許証を返納後に、運転免許取消通知書を役場か広田支所に直接ご持参いただければ、その場での発行も予定しております。ご審議のうえ、予算案をご議決賜りましたら、速やかに取り組むたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 本年度当初予算で、地域おこし協力隊員を1人増員するというところでございますが、募集等の方法はどのようなになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 原田議員さんのご質問にお答えいたします。募集活動につきましては、愛媛県が行いますフェアに参加をして、合同面接会を実施したいと考えております。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 県の合同面接会ということでございますが、考え方にもよるんですが、例えば、久万高原町のほうでは、地域おこし協力隊、今までで5人受け入れたが3人が任期途中で辞めてしまったと。本町でも前回、途中で辞めるというようなお話もございましたが、思いとどまってまた続いておるというようなお話もございます。そういったなかでやはり大事なのは、移住を希望する方にきちんと説明や相談に乗ってあげることが大事やと思います。そういったことを考えたときに、現在、例えばですが、広田地区におきましては、広田村の当時にすでに移住された方が、例えば、去年11月、移住促進の課題を話し合うシンポジウムが開催されておりますけど、パネリストになった太田さんとか、あとにも、人形焼とかそういったこともやっておるような方も実際移住していらっしゃる方がございます。そういった方が外部から募集してやるよりは、実際移住された方を総代にとはいいう形で、メリット・デメリットそういったことも含めて直接体験談を通しての相談をできるんじゃないかと。外部から若い人が来ていただいて、その人が定住してくれるんでしたらまた意味は違うんかもしませんが、そういった現在いらっしゃる方をそういった協力隊員にお願いできるとかいうような考えはございませんか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのお答えいたしますけれども、地域協力隊員というのは、地域でいろんなことを地域の活性化にさせていただいておりますけれども、彼らが必ずしも移住を促進するために来ておるというわけではございませんので、移住促進につきましては、これは町の施策のなかでしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。それのお手伝いをさせていただけるということでございますので、そういった今のご提案、地域でもすでに来ていただいておる方、そういったことの人たちのご協力をいただくというのは当然のことでございますので、そういったことにつきましては、私どもの施策のなかでしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。あと、とべふるマップ等の配布とかそういったなかで、移住促進の部分があったと思うんですが、そのなかに、移住のときには空き家とか色んな情報によって登録がされていることで、住むところを個人がネットで調べて移住してくるとか、そういったようなケースもあると思います。そういった空き家バンクの登録について、現在、どの程度進んでおるかお伺いしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。空き家バンクにつきましては、4月1日開設を目指しまして、現在取り組んでおります。建設課の空き家調査に基づきまして、AランクBランクで活用できる空き家等々を調査いたしまして、アンケート調査を実施いたしました。そのなかでアンケート調査88件の発送に基づきまして9件回答がありました。そのうち6件が登録してもいいよという回答をいただいております。現在、その空き家について写真撮影とか内部調査を行っておる状況でございますので、スタート時点では6件を登録予定でございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。本来、先ほど私、言いましたように、移住促進事業が人口減少対策という観点からみると、やっぱり、離島とか過疎とか、そういった地域には有効な手段というようなことでございますが、本町程度の人口レベルのところで、この移住促進施策というのは、はたしてどの程度有効なのかというふうに、若干感じるところもございます。今後、進めていくのであれば、やはり、投資に対する効果がどれくらい表れるのかというようなことも含めて事業推進をお願いしたいと。人口減対策ではなく、例えば、産業の振興策で、ある種の産業の移住者を増やすとか、そういった対策で考えるのもいいんじゃないかというふうなことも考えますので、そのあたり含めて検討していただければと思います。続いての2点目の、免許の自主返納の取り組みでございますが、本町には町内支援協賛事業所は、もし分かるようであれば、ほかにもなにか業者ございますでしょうか。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課（門田伸介） ただいまの原田議員さんのご質問でございますが、町内におけます自主返納の支援協力事業所といたしましては、株式会社中四国クボタ、それから株式会社ハタダ高尾田店、それからパットパットゴルフ松山コースの3社がございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。3社あるということですので、行政だけではなかったということで、若干安心をしております。この制度につきましては、ある程度は警察サイドの部分が大きく関わってくると思いますが、先ほど、町長のほうから答弁ございましたように、5,000円程度のタクシー利用助成とか、伊予鉄のい〜カード5,000円分とかいった部分がございます。東温市も同じような内容で、昨年9月1日から始めておるようでございますが、これが単年度で終わるものか、それとも、南予のほうでは3年ぐらい続けて行うとかいうようなところもあったように思いますが、この制度は単年度で、ひとりに対して1年間限定というふうな考え方でしょうか。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課（門田伸介） ただいまの原田議員さんのご質問ですけれども、これは一応です、ね、返納された方1回限り1年間の支給を考えております。

○議長（松崎浩司） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。1回限りということであるということでございます。私、思ったのが、ガイドブックにはそういった支援の商品の割引があったりとか、そういったことだけではなく、有料にはなりますが、運転経歴証明書、写真付きの身分証明

書で、これは公的身分証明書で生涯使えるという部分が、これは申請して作っていただくことでございますが、元々、免許証が公的証明書ということで使えるというようなことでございましたので、そういったタクシー助成だけに関わらず、この運転経歴証明書の写真代と、身分証明書の交付手数料 1,000 円いるわけでございますが、そういった運転経歴証明書の作成に対しては助成するような考えはないでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 本人が、もらう折に 1,000 円出さないかんということで、今それに対する補助金は出さんかっていうご質問のように思いましたけれども、そのことについては検討しておりませんので、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（松崎浩司） 3 番原田公夫君。

○3 番（原田公夫） ありがとうございます。いい助成ができるように検討いただければと思います。今年の事業として特に変わっておるのは、自主返納したい人が、例えば、車に同乗しておったら、その車に乗っておるほかの人に対して、ガソリン入れに行ったときにガソリンの割引があるとか、そういったこともたぶん久万高原はたぶんあったような気もしますが、そういったことや、あまりよくないようなやつかもしれんですけど、葬祭費用が割引とか、これは本人にとってはどうなんかは思いますが、そういったことも特殊な例でやっておるようなこともございます。こういったことで、先ほどクボタとか、ハタダとか、お菓子とかそういった部分にはありましたが、返納者以外にも恩典があるような協賛事業所が現れてくれればいいというふうには思います。いずれに對しましても、交通安全対策の一環として、高齢者が事故の加害者・被害者にならないよう、取り組みの充実をお願いいたしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 3 番原田公夫君の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は午前 10 時 35 分の予定です。

午前 10 時 20 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。引き続き一般質問を行います。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 6 番佐々木隆雄です。今回は、2018 年、平成 30 年度の町長の触れた 4 つの重点政策、それと 1 点だけ、少し国政上の問題について質問をしたいと通告をいたしました。4 つの重点政策での取り組みを進めることが、町長が文化とところがふれあうまちづくりを進めるんだというふうに言われておりましたが、当然、相互に結びついていると私は受け止めております。基本的には、これらの施策を進め、さらに内容がより豊かになるような方向についての質問としたいと思っております。まず重点施策の 1、子ども・子育て支援の充実・強化の、この施策をさらに強化させるために以下の 3 点を提案いたします。まず 1 点目は、高校卒業までの医療費の無償化を以前にも提案いたしました。再度提案いたします。無償化を拡大することにより、施策はさらに充実したものになるんじゃないかと思

います。なお、高校卒業というふうに表示しておりますが、これは18歳というふう理解をしていただければと思います。それから2つめのところでは、保育士の確保、どのように取り組むご予定なのでしょうか。正規職員の採用を増やすお考えがあるのでしょうか。3点目は、総合福祉センター。これずっと文章上も仮称というふうになっておりますが、この名前の公募をしてはいかがでしょうか。町民が、より理解を深めることが、この取り組みによって進めることができるのではないかとというふうに考えております。続いて重点施策の2、えひめこどもの城・とべ動物園を活用した、子どもからお年寄りまでが集う、あそびべ、とべの実現、ここのところに移ります。こどもの城・とべ動物園を活用した、このあそびべ、とべの実現を目指すというふうにあります。具体的な推進計画はどのようなものをお考えなのでしょうか。また、私が思うには、とべ温泉の湯砥里館とか、坂村真民館も含めた総合的なそういうものにする必要があるのではないかとというふうに考えております。重点施策の3、砥部町を愛媛県一の紅まどんなの産地とする取り組み。これに関しての提案です。紅まどんなを愛媛県一の産地とすることは、町長が言われているように、農地の保全、地域の担い手確保や、組織づくり、また付加価値の高い生産物として、時代に継承できる生活基盤確立に役立つものだとも思います。そういう意味では、新しくブランドマークもできました。このマークのPRと一体のものとして考えていってはいかがのでしょうか。重点施策の4、防災・減災対策への取り組みに関しての質問です。これは今日の質問のなかにも、まだほかにもできているようですが、私は、特にこの災害時の連携に向けてということで、町内の事業者との提携が必要と考えます。現状がどのようなことになっているのか、また今後、どのように進めていかれるのかというふうなことをお聞きしたいと思います。以上、4つの重点施策に対する質問と、もう1点は、憲法9条に関する質問を少しさせていただきたいと思います。安倍首相が、国会答弁で国民が権利を実行するため、国会で真摯な議論を深めることが必要で、私たちにはその義務があると述べました。施政方針演説などで、議論を深めることを期待というふうに述べてきたものの、義務とまで踏み込んだのは、これは異例ではないのでしょうか。どの世論調査を見ても、国民の多数は今の安倍政権のもとでの改憲は求めておりません。国民の多数が求めてもいないのに数の力で改憲を発議し、国民投票まで持ち込むなんてことは論外ではないのでしょうか。国民が望まない改憲論議を、国会の義務などというそういう論拠はどこにもありません。このことについて、わが砥部町のトップである町長が、いかにお考えなのか、すべての項目、町長に質問をいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、子ども・子育て支援施策の更なる強化についてのご質問ですが、まず、高校卒業までの医療費無償化についての提案につきましては、平成28年第4回定例会で答弁させていただきましたとおり、今すぐ着手する考えはございません。厚生労働省の資料によりますと、15歳から19歳までの年齢層は、年間1人当たりの医療費負担額が、1万6,206円と最も低いといった結果が出ており、体の成長とともに病気に対する抵抗力も高まった高校生世代までの医療費無償化は、経済的負担からみても助成の必要性は低いと考えております。厚生労働省では、子ども医療制度の在り方について、医療費助成は重要な少子化対策であるという意見がある一方で、国が

一定の線を引くべきではないか、過剰な受診を招く可能性があり好ましくないという指摘もされております。このようなことから、国、県の子育て支援策や近隣市町の動向を見ながら、適切な時期に検討してまいりたいと考えております。次に保育士確保についてのご質問ですが、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が開始されたことや、女性の雇用促進という国の政策により共稼ぎ世帯が増えたことで、昨今では保育所の需要が急速に増えてまいりました。本町の保育所におきましては、これまでも保育士における正規職員の割合が非常に低く、それを補う臨時職員とともに、必要最低限の人員で運営してきた経緯がございます。今後の正規職員の採用につきましては、保育士の退職者数を補充するとともに、段階的に増員するよう計画してまいります。また、臨時職員につきましても、月額制や担任手当の支給などで賃金体系を大幅に改善するなど、正規職員との賃金格差の是正は徐々にではありますが改善しており、待遇面での不満は解消されつつあるのではないかと実感しております。引き続き、待遇改善の措置は講じていく努力は必要ですが、パート職員の活用や、職場内でのあらゆる障壁を取り除くことで、働きやすい職場環境を確保するとともに、保育現場における人的環境や、施設整備の充実を図ってまいりたいと考えております。次に総合福祉センターの名前を公募しては、とのご質問ですが、施設の名称、若しくは愛称につきましては、町民の皆様をはじめ多く皆様方に、末永く愛していただけるよう、公募を含めて、多くの皆様の意見が反映できる方法を検討してまいりたいと考えております。次に、あそびべ、とべの総合的な推進について、こどもの城やとべ動物園との具体的な推進計画はどのようなものなのかとのご質問ですが、来年度、とべ動物園は開園 30 周年、えひめこどもの城は 20 周年を迎えます。とべ動物園については、昨年 9 月に愛媛県がとべ動物園魅力向上戦略検討委員会を立ち上げ、ハード面では、とべ動物園整備基本方針、ソフト面では、とべ動物園魅力向上戦略を策定し、具体的に進めることとしております。私も検討委員の一人として参画し、砥部町での滞在観光や砥部焼との連携など意見提案を行っているところでございますが、この委員会での最終報告が発表されておりませんので、詳細内容は申し上げることはできませんが、本町といたしましては、砥部焼の動物紹介陶板や絵付け、イルミネーションなどの連携事業提案を行っているところでございます。えひめこどもの城につきましては、創造の丘ゾーンに砥部焼体験ができる創作工房がございます。その施設の一部が十分に活用されていないことから、これを砥部焼で活用する取り組みや、3 回目を迎えるえひめ愛顔の子ども芸術祭との連携イベントなどを、現在、指定管理者と協議しているところでございます。また、ご指摘のとおり、とべ温泉や坂村真民記念館も砥部町の貴重な観光資源でありますので、とべ動物園、えひめこどもの城、県総合運動公園を含めて、総合的な誘客対策を講じてまいりたいと考えております。次に、紅まどんなをブランドマークと一体にとのご質問ですが、本町は、紅まどんなを愛媛県で 1 番の生産量の産地とすることを目指しており、そのために有効な補助金等の充実を図っております。一方、ブランドマークにつきましては、昨年度、砥部町のイメージを目に見える形として PR するために作成し、大変好評を得ております。紅まどんなの販売にあたりましては、J A 全農えひめの商標でございまして、本町のブランドマークを一体に使用していただけるかは、今後交渉を行ってみたいとは思いますが、本町



が目指すのは、生産量一番の産地であり、その産地がどのような町であるかを、ブランドマークで十分にPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。次に、災害時の町内事業者との連携をとのご質問ですが、大規模な災害発生時における、公助の限界を補う取り組みといたしまして、これまで、企業などと様々な災害応援協定を締結しております。町内事業者等と締結した協定につきましては、平成23年に砥部町災害ボランティア・アマチュア無線クラブと、災害時の情報伝達に関する協定。平成24年に砥部町管工事協同組合と、大規模災害時における水道の応急活動に関する協定。平成26年にトーヨースギウエ株式会社愛媛支社と、土木建設機械、発電機、仮設トイレ等の提供及び運搬を目的とした災害時における応急対策業の協力に関する協定。平成27年に郵便局と、被災住民の避難先や被災状況の情報提供、避難所へのポスト設置、道路の損傷などの情報提供を行う災害発生時における相互応援協力を締結しております。また、えひめ中央農協のほか、コープえひめなどと、食料品、日用品、燃料の供給などの協力についても、協定を締結しております。なお、協定を締結することが目的ではなく、その実効性を確保することが重要であるため、毎年、総合防災訓練においては、町内外の事業者へ訓練への参加をお願いし、協力をいただいております。今後とも、各種分野での協定締結に向け働きかけるとともに、訓練の実施により実効性を高め、町内事業者等との連携を図ってまいりたいと考えております。最後に、憲法9条改憲は必要かのご質問ですが、安倍総理が、憲法改正をめぐる国会の議論において、義務という表現をされたことについては、国会における真摯な議論の進展を期待しているものと捉えており、さらに安倍総理は、与野党にかかわらず、幅広い合意が形成されることを期待したい。党利党略や党が割れるからとかではなく、前向きに取り組んで良い案が出ることに期待しているとも答弁されております。今後の衆参両院の憲法審査会における各党間の憲法論議を促されたものと考えております。日本国憲法は、施行70年間一度も改正されずに今日を迎えております。戦後の日本の平和維持や国民生活の向上に憲法が果たしてきた役割は、大変大きなものであったと考えております。その憲法を改正するか否かにつきましては、最終的には国民が決めるものでありますので、国会議員の皆様には、その大きな責任をかみしめながら、真摯な議論をお願いしたいと考えております。以上で、佐々木議員に対するご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず1点目の、高校卒業までの医療化のところでは、前回と同じ答弁をいただきました。今の答弁のなかでも、だんだんと年齢が上がってくると、ちっちゃな子どもよりは1人当たりの医療費は少なくなるということで、ここから先は私が少し考えるのはですね、そう多くないのであれば、もう思い切って18歳までに延長してはいいんじゃないかというふうに思われます。例えばですね、2016年度の決算の資料を昨日も確認したんですが、中学生の医療費の補助額が、入院・通院含めて1,031万円でした。同じように、小学生はというふうにみると、合計で3,122万円。もちろん人数も中学校3年と小学校6年ですから、3年間の開きはあるんですが、やはり中学生になると、今も言いましたように、小学生よりは少なくなっているというふうなことなので、それならば、最初言いましたよう

にですね、思い切って18歳まで拡大してはどうなんだろうかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどもご答弁をさせていただきましたように、金額がいくらだからどうかという問題ではございません。それはやっぱりいろんな意味で、砥部町も税金の思慮をしておるわけでございますので、やはり、1千万ちょっといるわけでございますけれども、その金額は、できるんじゃないかという議論じゃなくってですね、先ほども答弁をさせていただきましたように、やはり中学生まではしっかりと義務教育というところもございますし、18歳まではまだまだお元気というふうなことで、そこに踏み込んで議論をする必要はまだ今そこまでは十分きてないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） この議論はこれで終わらせてもらいます。保育士のところではいろいろと努力もされて、少しずつ改善もされているというふうにも私も理解しております。町長も言われましたが、私も一度、ある資料からですね、愛媛県内で一番正規職員比率が少ないというふうなことを言いまして、町長もそれもちろんご存じでした。去年の4月の時点ではですね、正規比率が26%というふうに、質問したときに答弁があったんですが、現状はどうなんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） ただいまの、佐々木隆雄議員さんの質問に対するお答えをさせていただきます。現在の保育士、正職・臨時の数は、所長・主任を含む担任をもつ常勤のみの総数44名で、その枠内だけで申し上げますと、正職が17名、臨時が27名。比率で申し上げますと、正職が38%、臨時が62%となっております。ただし臨時職員は常勤だけに限らず、現在は加配保育士が6名、保育支援員が1名、保育補助員が1名、早朝保育対応が7名、延長保育対応が7名、指定休代替3名、緊急対応10名、用務員3名のパート職員38名が在籍しております。また7名の常勤調理員と、2名のパート調理員が在籍しております。パートや調理員も含めてすべての職員のなかで申し上げますと、正職の比率は約2割程度ということでございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 上限はあると思いますが、正規率を増やすことで働く場の確保、それからやはりどうしても、正規・非正規というふうなところで、やや垣根なんかもでてくることあるかと思います。出来る限りそういうものがないようにしていただきたいのと、それから特にこの4月からはですね、幼稚園・保育園が一緒になったことも始まりますし、住民のみなさんも子育てに関して非常に興味・関心をお持ちですので、とにかく砥部町としていろんな施策を十分に実施していただきたいなと思います。続いて重点施策の2のところ、お聞きしようと思ったのが、町長のほうからいろいろと言っていたかまして、とべ動物園魅力向上戦略検討委員会でのお話もありました。たくさんいろんな意見も言っているようなので、これは力強いなあと思いました。例えばですね、私が、思いつきなん

ですけれども、今の動物園やこどもの城でやっているような中身のなかから、ゆとり公園での写生大会をするだとか、それをまた真民記念館、もちろん数の関係、スペースの問題もあるんですけれども、例えば、真民記念館で展示をするだとかいうふうなことで、いろんな方を呼び込む。呼び込むというと語弊があるんですが、来ていただく。それから、真民さんの詩をですね、これはとある場所で、私は朗読をするようなことを聞く機会があったんですけれども、例えば子どもさんの教育を兼ねて、学校のほうの協力も得ながらですね、朗読会と言いますか、そんなものをあの場所で開くだとかいうふうなことも考えてみられてはいかがかなというふうに思います。それから関連して、さらに奥までというふうなことでですね、道の駅の広田のところにあるちびっこ列車の問題も、私、以前取り上げたことがあって、むこうの戦略会議のところで検討をしていきたいというふうな答弁があったんですけれども、その列車について、今どのような状況になっているのかというふうなところですね。ひとつは今言いましたように、私の言ったような写生大会だとか、朗読会だとかいうふうなのが可能かどうか。それからちびっこ広場の列車について、答弁をお願いします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 様々なご提案、もっともなご提案でございまして、それは十分可能なことでございますので、担当課のところも、そういった今日の佐々木議員さんのご提案を十分受け取って、実現をできるように検討をしていただけたというふうに思っておりますので、私のほうからもそういったことについては、特に朗読の問題、詩の朗読につきましては、この25日の日曜日に、県民文化会館で愛顔感動ものがたりという、県がやっておる中で、いろんなエピソードを知事を含めていろんな方が朗読する。これ本当に内容が素晴らしいんで、私も参加しましたけれども、じっと聞いておりますと涙がでるようなエピソードが朗読をされております。こういったことを子ども達に、やはり自分達の口で詩を読んで、それを聞いていただくというのは、ただ目で見ただけでなくって本当に素晴らしいことだというふうにも思っておりますので、そういったことには十分これからも取り組んでまいりたいというふうにも考えております。ちびっこ列車のことにつきましては、私は絶えずいつも思っておるんですけれども、場所的に本当に見えないというところで、ちびっこ列車があること自体が分からないというふうなことで、これを下へ持っておりれんものかというふうなことで、私もいろいろ検討しておりますけれども、皆様ご存じのように、本当に狭くございまして、道の駅の下で動かせれば本当にいいなというふうにも思っておりますが、なかなかスペースがないというふうなことで苦慮しております。これはまた、道の駅の人にも申し訳ないんですけれども、どっかほかのどこへ移転できるかというふうなことも検討しておりますけれども、なかなか今のところから動かすっちゃうのは難しいんで、もっともってあそこにあるよということを宣伝はせないかんのですけれども、誰が見てもすぐ目につくところであれば、ちっさな子どもと、あれは、あのちびっこ列車については、本当に小さな子どもじゃないとあんまり大きい人は乗れないような列車でございまして、この活用につきましては、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様方も良い提案がございましたらよろしく願いいたします。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） ちびっこ広場の列車についてはまあ、私も孫がたくさんおりますので、是非、下で使えるようになれば、また子ども達・孫達を連れて行きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。重点施策の3のところでは、少し私の理解も違ってたのかなというふうな部分もありまして、町長の言われるようにですね、産地としての拡大をというふうなことで、それはそれで大いにやっていただきたらと思います。そういう意味では、せっかく言ったもんですから、このブランドマークの活用については、当初できたときにも今後の活用についてというふうなことで、いろいろだされておりましたが、本当にいろんなところで活用され、あれひとつ見れば、砥部だと分かるように、関係各所で努力もしていただければと思います。重点施策の4のところでは、協定を結ぶことの形式よりも実態を伴うことがより重要だというふうに言われました。防災計画のなか見てましたら、例えばなんですが、食糧等の備蓄・調達関係で、米穀販売所または副食物、パン・味噌・醤油・氷・こんにゃく調達業者一覧表というのがありました。こういうところとは、先ほどの町長の答弁にありましたように、日常的な訓練なんかに参加をお願いしてるというふうなことで、より実効性があるものにしているんだというふうな答弁だったんですが、特別、協定書を結ぶという必要はないんでしょうか。そのへんはどうお考えでしょうか。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今ご質問がありました県の協定についてはですね、今現在のところは考えてはおりません。それ以外につきましてはですね、例えば、動物の救護に関する協定で、県の獣医師会とかそういったことを考えたりですね、あと薬とかそういった関係で、協定とかそういったこと、先ほどもありましたがドローンとかそういったようなことも考えております。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 答弁のなかで、JAさんとかコープえひめさん等々がでてきましたが、そういうところと協定を結んでるというふうに答弁がありましたんですが、例えば、そこでは具体的な物品名だとか数量だとかいうふうなところまで、なにか記載をしているようなことになってるんでしょうか。いかがですか。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。なんという品物を何個とか、そういったふうな協定にはなっておりませんが、たちまちは、その店舗にある在庫品、それを使わせていただいて、その後は順次サポートしていただくというふうな形になろうかと思います。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 昨年末だと思いますが、砥部町の建設関係の業者さんで協会というのができたということで、私も広報の委員をしておりまして、そこで記事に紹介した記憶もあるんですが、こういうところとは今後、具体的に、なんかこう、災害時の協定を新たに締結するだとかいうふうなことは考えられるんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、現在の建設業者さんが組合をつくったというふうなことにしましては、私どもが、今お付き合いをさせていただいております町内の業者すべてが入っておるわけではございませんので、そういう提携を見送っておりますが、当然、お付き合いのなかで、災害協力はしていただけるものというふうに考えております。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 私も心配してたのも、例えば、そういう特定の業者さんとだけというふうなことになってはまずいなというふうに思ってたんですが、町長も言われたように、そういうことではない。というふうなことで、それは安心をいたしました。あと、少し関係するんで、過去の広報等々見ておりましてですね、社協がジェイコムさんと災害及び、まあ、生活困窮者自立支援に関する協定を調印したとかですね、それから、避難福祉所の協定を町内5市町、希望ヶ丘・アルムの里・とべ和合苑・オレンジ荘・それから、特養老人ホームのひろたというふうなことででございましたんですが、特にこの福祉避難所というふうなのは、どういう形で具体的には活用はこれできるんでしょうか。復興災害時のときは。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課（門田伸介） ただいまの佐々木議員さんのご質問でございますが、福祉避難所と言いますのは、とりあえず、災害が起こったときに一般の方が指定避難所へ避難されます。そのなかで、ちょっと調子が悪いとか、具合が悪いということで、その避難所でおることにより体調が悪くなるというような方に対してですね、そういった特別養護老人ホームであるとか、老人保健施設、それから障がい者の施設、そういった専門職がいるところへ搬送して、そこで対応してあげるということでございます。対応につきましては、それぞれの事務所の専門の介護職の方等がおられますので、対応はできるということでございます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） その対応なんですけどもね、例えば、身体の不自由な方はどうやってそこまで行くのか、というふうな具体的なことになると思うんですけどね。家族がそうなのか、それとも施設のほうから手助けがあつて、そのへんもちょっと、突っ込んだところでお聞きしたいんですが。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課（門田伸介） ただいまの佐々木議員さんのご質問ですが、まず一般の避難所に避難されるときには、家族の方とか、あるいは協力員の方とかが一般の避難所へ避難させて、それからですね、施設のほうへ移るときには、施設にあります車いす対応の車でありますとか、そういったことを利用することについても協定で結んでおりますので、施設の方が迎えに行つて、車いす等で対応して、施設へ連れて帰るというふうな形をとっております。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） そこまで中身が触れられているふうなことで安心をいたしました。最後の、憲法の9条の問題については、ここで滔々と議論は、今日はちょっと控えたいと思

いますが、ひとつ町長に確認をさせていただいたと思うんですけども、憲法の項目が9条のところに第3項を自衛隊を明記するというふうなことを言われているんですけども、そうなってくると、その9条の1項2項というのは、今までの日本の法律史上は、新しいものができるそれが最優先されて、だんだんとなくなってくると。現在は核だけだというふうに言うておりますが、特に第2項では、戦力の不保持・交戦権の否認、否定、これを明確にしてるんですが、自衛隊が明記されることによって、中身が変わってくるぞというふうなことが言われているんですが、そのへんについてはどうご理解をしているんでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますが、今、国のほうでいろいろと議論をしておるところの、それを私に答えच्छゅうのはいかがなもんかと思しますので、控えさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 平行線になりそうなので、今日はこれで終わらせていただきます。以上です。

○議長（松崎浩司） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 10番西岡でございます。2問質問をいたします。まず第1問、災害用の備蓄食についてをおたずねします。自然災害は、いつどこで発生するかも分からないいうえに、その対策には、十分とか絶対とかいうものではありません。東日本大震災のような大規模広域災害では、公助の限界は明らかで、自助、共助が重要となってきます。各家庭での食糧備蓄など、あらためて災害に対する取組みを啓発し、防災意識を高めることが大切だと思います。これまで災害時の備蓄は、3日分あれば十分と言われていましたが、内閣府の中央防災会議が策定する防災基本計画では、広域に甚大な被害が及ぶ可能性のある南海トラフ巨大地震への対策として、1週間分の備蓄を推奨しています。現在、本町においては、愛媛県が想定する地震発生1日後の避難者数403人分の食糧と水を3日分備蓄していますが、大規模な災害になると道路網の寸断などによって、県外や町内外からの支援が届くまでに相当の時間を要する可能性を考慮し、食糧などの備蓄量については、見直す時期にあると考えますが、町長のお考えをお伺いします。第2問、自立した思いやりのある子どもの育成についておたずねをいたします。子どもは、将来、この国や砥部町を担っていく大切な宝であり、子どもの健全育成は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。昨今、いじめを苦にした自殺が社会問題となっています。このことは、思いやりの心や助け合いの心、協調性の欠如に起因しているのではないかと考えてなりません。子どもは、友達や地域社会と関わり、様々な体験を通して、人間関係能力や社会性を身に付けていきます。その中でも、学校の仲間との関わりを深めることができる集団宿泊活動は、他者への思いやりを身に付け、心の成長を促します。小中学校が、少年自然の家で実施している宿泊体験学習は、大変有意義なことだと思います。子どもたちが、大人を頼らず食事を作ることなどは、日常生活に必要な学習です。少年自然の家での体験を生かし、子ども達が助け合いながら、テントの設営や 飯ごう炊飯な

どを行う体験学習を6年生になれば校庭で実施をすれば、さらに仲間意識が高まり、子ども達の心の成長を期待できると思いますが、教育長のお考えをお伺いします。以上です。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、災害用の備蓄食についてのご質問ですが、面岡議員ご指摘のとおり、防災の基本は、まずは自分の命は自分で守り、身近な人を助ける自助・共助の精神と行動が重要であります。砥部町地域防災計画におきましても、町民の食糧につきましても、最低7日分、うち3日分は非常用持出しと記載しており、各種防災講習会等では、家庭内備蓄の呼びかけを行っているところでございます。今後、広報誌や防災講習会等で、町民に対し周知を図ってまいりたいと考えております。なお、本町の災害時の備蓄食糧につきましても、県公表の被害想定避難者数をもとに、3日分を備蓄することとしております。毎年、食糧等の更新を行っており、賞味期限を迎えるものは、防災訓練やイベントにて試食等を行い、有効利用に努めております。来年度からは、現状の米飯の備蓄に加え、食べやすさを考え、長期保存用のパンを試験的に追加する予定としております。また、平成31年度供用開始予定の総合福祉センター内に整備予定の防災倉庫にも、センター完成後に食糧等の備蓄を追加してまいりたいと考えております。次に、自立した思いやりのある子どもの育成につきましても、教育長が答弁をいたします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） それでは、面岡議員のご質問にお答えいたします。自立した思いやりのある子どもの育成についてでございますが、本町の教育方針にも挙げておりますとおり、変化の激しい今日の社会において、心豊かでたくましく生き抜くことのできる人材育成が必要と考えております。学校教育においては、幼児期から心の教育を推進し、集団生活を通して、豊かな人間性や社会性を培い、正義感や倫理観の確立に努めることにしておりますが、日々の学校生活はもとより、自然の家や、修学旅行での就学体験活動が心の成長を促す機会となることはご指摘のとおりです。このようななか町内小学校では、PTAが主催となり、千里地区公民館で親子キャンプを継続して行っております。特に昨年度は、砥部小学校の体育館に宿泊し、段ボールで居住スペースを設けたり、アルミ缶を使った炊飯体験を行うなど、防災教育の視点を盛り込んだ活動を実践されております。また、今年度は広田地区においても、PTAによる親子キャンプが長曾池で行われました。このように、本町の未来を担う子ども達の健全育成のためには、家庭・地域の連携・協力が不可欠と考えております。今後も、PTAや愛護班の協力をいただきながら、集団宿泊活動や、自然体験活動などの機会を提供するとともに、地域の伝統的な行事への参加を促し、様々な体験活動を通して、自立した思いやりのある子どもの育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） まず、町長の答弁をいただきました。これは、パンと追加した食糧を新しくできるところへ備蓄するんだというんですが、具体的に、どれぐらいの人数が何日間ぐらいという、その具体的な数をお願いしたらと思います。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 西岡議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。30年度に購入するパンの件でございますが、200 パックを予定しております。試験的にですね、何日も食べていたら飽きるということで、パンというのも買ってみようかということで試験的に買うものでございますが、その品物としては学校の給食パンが少ししっとりとなったようなものがパックに入っているというふうな品物でございます。たくさんの人に何食も食べていただけるほどの数は計画はしておりません。それとあの、失礼します。今現在の備蓄量が全体でどのぐらいかということでございましたら、県が想定しております南海地震での避難所への避難者の数が403人ということでございますので、その403人の方が1日2食食べたとして、3日分の量を備蓄をしております。以上です。

○議長（松崎浩司） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 県が指定している403人が3日分ということは、これは南海地震などを想定して1週間、内閣府などが奨励したものとは全然かけ離れておるというふうに、まったくそういうことは考えず従来通りのことをするということですか。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。国が示している1週間というのは、各自治体で備蓄をする量というのではございません。家庭用の備蓄が1週間ぐらいしておくほうが望ましいというようなことでありまして、各自治体で、国のほうが何日間分を備蓄しておかなければならないとか、そういった基準っていうのは示されておりません。砥部の場合は、以前から3日分について備蓄をしているということでございます。西岡議員さんも最初に申し上げられましたとおり、住民の防災意識を高めていただくというのが何と言っても一番だと考えております。この7日分っていうのは、最初の1日目が想定が403人ということではございますが、毎日の数値っていうのは出てないんですけど、1日後が403人、そして1週間後が2,190人というふうな想定がされています。7日間ということは、403人かける7日ではなくて、日に日に増えてきますから、これをもしざっとした数で言いましたら、1日後が400人とししましたら、1週間後が2,200人ぐらいということでありましたら、毎日約300人ずつ増えてきます。その数の1日2食の7日分っていうのを計算しましたら、今、砥部町が備蓄しております量のざっとの計算ですが、7.5倍の備蓄が必要となります。もし仮に、町ですということになりましたら、それを備蓄する場所もありませんし、施設もございません。また消費期限がきましたら、品物によって差はあるんですが5年前後ぐらいで買い替えを行っていくというふうなことを考えましたら、財政的にも非常に難しいものがありまして、やはり住民の方に周知をして、防災意識を持っていだいて、買いだめ等の、例えばインスタントとか、あとパックご飯とか缶詰とか、そういったもののある程度の買いだめとかを日頃から心がけていただくような、そういった周知をしていく必要があると思っております。以上です。

○議長（松崎浩司） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 各家庭がそういうふうに備蓄をして用意をするということは当然のこ



とでございます。しかし、やはり各家庭の家はこういう公共の施設よりかは非常に弱いんですね。破壊されるというか、壊れるリスクが高いと思うんです。そういうところで、やはりですね、やっぱり公共のかなり丈夫な堅剛なところで備蓄を増やすことは、それはまあ費用はかかると言いますが、命とそういう金額とをどういうふうにするかという問題もありますし、そういう面で、家庭で当然しなくてはいけないけれども、そもそもが403人というのは、2万人砥部町にいらっしゃるんですが、なんでこういう数字が出たのか根拠というのすらちょっと私らは分からない。それで3日分で、はたしてそういうふうに広域的な大災害が起こったときは、なかなか食糧届きませんから、そこらへんはもう少し真剣にというか、危機感を持たれているのかどうかをお伺いをしたいと思います。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの面岡議員さんのご質問にお答えします。面岡議員さんの、食糧の備蓄という考え方が少し若干災害のほうの観点で、いろいろ県とか国とか考えておる、面岡議員さんの話しは、2万人の人口の人が皆全部食べられるものを備蓄しとったらどうぞというふうな質問に聞こえるんですが、先ほども担当課長申しましたように、やはり家庭で備蓄をしていただくというのがまずでございますし、そのために先ほども言いましたように協定を結んで、いろんな食糧機関のところと協定を結んで提供ができるようにするというのでございますので、ちょっと質問の内容が、災害に対する備蓄の備えというふうなことでございますので、ちょっと考え方が相違があるように思えてなりません。それと403人という数字につきましては、これは国・県が、まあ県のほうで発表されております、近いうちにくるであろうという南海トラフ巨大地震が起きた場合に、砥部町は愛媛県でも一番被害が少ないだろうところが403人で、死者が5人ぐらいだというふうな推定値を出されております。それに対する数字でございますので、ご理解をいただきたいというふうなことで、砥部町は2万人おるんだから、その人が路頭に迷わないような食糧をちゃんと備蓄したらどうぞという観点は、それはそのとおりではございますけれども、それは家庭で備蓄をしたりとかですね、そういうことでございますので、ちょっと備蓄についての考え方についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（松崎浩司） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 私は、そういうふうに町とか公共がすべてをしてくれということではないんで、もう少し増やしたらどうですかと言ってお願いをしているんです。普通の家は壊れやすいですから、備蓄しておっても使い物にならん場合がでてきますから。もう少しですよ。全てなんかしたらお金はなんぼあっても足りませんからそれは。やけど、この403人が3日分で、はたしてそれ大きな災害がきたときに大丈夫ですか、少しは増やしたほうがいいんじゃないんですかということをお伺いしておるわけで、当然費用もありますからそういうことはちゃんと私も理解しておるつもりでございますが。もういっぺんそこらへんお願いします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私の認識不足でござまして。そういうことであれば十分検討して捉え

たいというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） それでは、教育長にひとつ。キャンプのほうのお話を。今、お聞きをしました P T A とかいろいろ地域でやっておるんだと。それではやはり平等性が保てませんから、6 年生になったらもう一回少年の家で訓練をしたのを改めて復習するという意味で、しっかりとあまり大人が手伝わないように自分達でやってねというようなことをやっていただければですね、そういう自立心もつくし、災害のときに将来リーダーにもなれる可能性があるんです。そういうことで質問をした、そこらへんを教育長お願いします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。先ほどの答弁のなかで、P T A・地域の力を借りて、子ども達の支援体験あるいは仲間づくりという方向で活動をしているということを答弁させていただいたわけですが、学校行事のなかで、小学校であれば高学年、5 年生 6 年生になれば自主性もついて自力で活動できる力を持っております。そのなかで学校行事のなかで、そういうグループ活動、集団の宿泊訓練も含めてやっていけばと。さらに子ども達の自立性もついたり、仲間づくりの力もつくんではなかろうかということでもありますけれども、それは学校教育のなかで十分今後取り組んでいかなければならない。家庭環境や社会状況のなかで、子ども達の自然体験ができてない、あるいはそういう時代の流れのなかで、学校としても十分にに取り組んでいく必要があるかと考えております。ただ、ただというか、そういう形で希望は十分教育委員会としても持つておるわけですが、教育活動のなかで十分時間が取りにくい学校教育の現場があります。そのあたりを十分、各小中学校の校長あるいは教職員等と検討しながら、できるだけそういう機会が取り組めるように今後努力してまいりたいと思っております。以上で、西岡議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） 教育長も先生されて、教員が大変お忙しいということは承知をしておりますけれども、やはりそういうふうな訓練をして、仲間意識をつくることによっていじめも減る。また災害時にもそういうふうなことが自分らでできるということもありますから、そこらへんも考えて、いろいろ価値観で、これのほうが大事なとかそういうことを考えていただいて、是非、そういうことも前向きで考えていただいたらなあというふうに考えております。それとちょっと前後して大変申し訳ないんですが、前の問題で、災害時で、熊本のとときに地震が起きましたね、東日本ののちに。そのときに建物のなかは余震とかがあって気持ち悪い言うんで、運動場で、そういうところではやっぱり車はエコノミーというようなことが起こるんで、テントでやっぱり休んだほうが良いというようなことが言われておりましたが、この砥部町にはそういうテントは装備はされていませんか。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまのご質問にお答えします。砥部町の場合は、例えばグラウンド等でテントで避難をしていただくための備品としてテントの備蓄はしておりません。以

上です。

○議長（松崎浩司） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 熊本地震などで、あれだけいろいろと報道されて、そういうテントがいいんだというようなこともちゃんと理解をされたと思いますから、そこらへんはやはり検討をして、車なんかで休んだりするのは大変ですから、そこらへんもちょっと少し前向きに考えていただいて、そういうものを利用させて、子どもにテントを張らせるとかいうこともできますし、そこらへん考えていただくような考えはありませんか。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 以前には、私の記憶では、教育委員会等で野外キャンプ場のテントを持っておったようでございます。今現在どうなっておるかちょっとわかりませんが、先ほどの面岡議員さんの提案のなかで、子ども達にキャンプをさせたらどうということを含めまして、十分そのことについては検討させていただきというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） はい。終わります。大変いろいろとご理解をしていただきましたし、お願いをいたしました。お礼を申し上げます。ありがとうございました。終わります。

○議長（松崎浩司） 10 番面岡利昌君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後 1 時 10 分の予定です。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。引き続き一般質問を行います。5 番菊池伸二君。

○5 番（菊池伸二） 5 番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を 2 点したいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず第 1 点目、災害時におけるお湯等飲料の確保のための災害支援協定についてでございます。平成 7 年、阪神・淡路大震災や、平成 23 年、東日本大震災、熊本地震、さらには近年の関東・東北豪雨など、我が国では、これまで地震や津波、台風による風水害など、多くの災害が発生しております。このような経験から国をはじめ各自治体では、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが実施されています。また災害時には、その初期段階から避難所において飲料を確保することが重要とされることから、被災者に飲料を無償提供することができる自動販売機を、避難所に指定されている施設に設置し、設置業者と災害支援協定を締結している自治体もございます。なかでも、東日本大震災の経験から生まれた、災害対応型紙カップ式自動販売機は、災害時にお湯や水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理において大きなメリットがあると言われております。この自動販売機の主な実績としては、平成 27 年の常総市での鬼怒川水害のために開設された避難所において、

9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖までの間、延べ8,000杯が提供されました。また近年、4月の熊本地震では医療機関において、1日最大500杯が被災者やスタッフに提供され、各地から派遣された災害時派遣医療チームからは、お湯の提供は大変助かったとの声もあったようです。本町においても、災害時に避難所などで、お湯などの提供をできる災害対応型紙カップ式自動販売機の設置及び、設置業者との災害支援協定の締結を検討すべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。続いて第2問、若年性認知症の方への対応についてです。65歳未満で発症する若年性認知症の患者数は、全国で約4万人と推計され、社会的にも大きな問題となっているようです。いわゆる現役世代と呼ばれる人々にも発症することがありますが、物忘れが出始め、仕事や生活に支障をきたすようになって、まだ若いという思いから認知症であると気づかなかつたり、病院で診察を受けても、うつ病や更年期障害などと間違われることもあるようです。また、症状によっては離職を余儀なくされる場合もあるため、経済的に困難な状況に陥り、家族の生活に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。しかしながら、企業や医療・介護の現場では、まだまだ若年性認知症への認識が不足している状態にあるようです。まずは、早期診断・早期対応を推し進めることができる体制を構築し、若年性認知症であっても、ご本人やご家族がそれぞれの持ち味や能力を活かし、存分に活躍することができる社会の実現が求められています。若年性認知症の方やご家族は、特有の課題を抱えておられ、十分な支援が必要と考えますが、この問題にどのように取り組んでいくのか、現在把握している若年性認知症の患者数と併せ、町長にお伺いいたします。以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、災害時におけるお湯等飲料の確保のための災害支援協定についてのご質問ですが、現在、町内の公共施設等へ設置されている缶タイプの自動販売機の多くは、大規模な地震災害の際に、無償提供可能な災害支援型自動販売機となっております。紙カップ式の自動販売機につきましては、陶街道ゆとり公園の体育館に1台ありますが、災害対応型とはなっておりません。菊池議員ご指摘のとおり、災害時に被災者に水やお湯を無償提供できる紙カップ式自動販売機は、避難者の利便性の向上に大きく寄与するものであると思いますので、大人数を収容できる、陶街道ゆとり公園や文化会館への設置については、検討してまいりたいと考えております。次に、若年性認知症の方への対応についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、65歳未満で認知症を発症した場合、現役世代ということもあり、経済的に困ることはもちろん、子どもに与える心理的な影響も大きく、教育や就職、結婚などの子どもの人生設計にも影響を及ぼすと言われております。また、親の介護が重なる場合には、さらに介護負担は大きくなり、身体的にも精神的にも大きな負担を強いられることとなります。こういった問題に対しまして、現在、本町におきましては、国が指定する研修を受講した認知症地域支援推進員の町職員を在席させ、日常生活の相談や支援を行う体制を整えております。また、県が委嘱しております若年性認知症支援コーディネーターと連携いたしまして、若年性認知症患者と自立支援に関わる関係者とのネットワークの構築も進めてまいります。最後に、本町で把握しております若年性認

知症の患者数につきましては、介護認定結果から、1名の患者は把握しておりますが、介護認定結果以外からの患者数の把握は困難な状態となっております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。先ほどの災害時ということで、今回は特に皆様、議員さんが災害時のということで問い合わせがあったと思います。また、今回の災害時なんですけれども、安心したのはいろいろなライフラインに関しては、全ての業者さんと提携を結んでいるということを先ほどお聞きしました。また、水に関しても1カ所あるということで、まだ災害ではないんですけれども、併せて多数していただくようお願いをいたしたいと思います。それで実際、今、先ほど町長が言われたような自動販売機ですか、ジュースの缶、あれは何カ所設置されているか、場所ですね、場所と名称が分かれば教えていただきたいんですが。よろしくお願いします。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 菊池議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。すみません。すべての公共施設を調べていないのでちょっと恐縮なんですけど、分かっている部分での答弁とさせていただきます。まず本庁に、下ロビーのところに2カ所ございます。そして支所のほうに1台、それと中央公民館に3台、文化会館に2台、ゆとり公園に4台、田ノ浦公園に1台、ひろた町民グラウンドに1台、峡の館に2つ、商工会館に1つ、その他の施設で3カ所、そのぐらい、今把握しておりますのは、今ので合計大体20台ぐらいの災害対応の自動販売機を把握をしております。以上です。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） すみません。今の自動販売機のことなんですけれども、もし災害がおきた場合、あれって鍵はついてるんですか。それを開ける職員とかいうのは常時決まっているんですか。それとも業者さんが来て開けるのか。そこだけ最後をお願いします。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまの質問に答えさせていただきます。担当の課のほうで鍵を預かっておりまして、そちらのほうで開けて出すことができるというふうになっております。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。役場のいろんなところに自動販売機があるので、あれが自由に使えるようになったら大変素晴らしいと、そしてさっきお願いした水用のも、是非、町長が考えていただけるということなので、是非とも要望して、この災害における質問には終わります。そして、次に若年性認知症の考え方の対応についてですけれども、例えば、我々同じ年代言うか、もっと下の年代で、職員さんらの、例えば若年性の検査とかいうのはされているんですか。よろしくお願いします。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまのご質問でございますが、町職員の健康診断とか、あと、

ご本人さんが決められた病院のほうですね、市町村共済組合の制度を利用して受けられたりするその検診の項目のなかにはですね、そういった項目はなかったと記憶をしております。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） その項目はないということなので、やはり、トップの方々は今後そういう項目も入れて受けていくのがいいんじゃないかと思っています。先ほど町長が言われた他県なんですけれども、今回愛媛県でも、若年性認知症サポートセンターを設置する動きがありますよということを聞いていますが、そういう県のほう、また町のほうとの連携はどうなっておりますか。そこだけお願いします。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの菊池議員さんのご質問でございますが、若年性認知症支援コーディネーター事業というのが、県が開催することになっております。来月の3月24日に、その事業の説明会が県のほうでございますが、まず県のほうから3名のコーディネーターの方へ委嘱をしております。ひとりは施設の社会福祉士、それからもうひとりは愛媛大学の医師、それからもうひとりは施設の看護師、この3人の方に県がコーディネーターとして委嘱をいたします。その3名の方が、各相談者からいろんな相談を受けるわけなんですけれども、最初に相談を受けるのが、施設の社会福祉士の方が相談を受けまして、その内容によって、医師であるコーディネーターとか看護師であるコーディネーターのほうへお繋ぎするということになってきます。それから町のほうでは、現在、町の介護福祉課におります社会福祉士が、国の指定する研修を受けて認知症、地域の支援推進委員という資格を取りました。そしてこの職員につきましては、町内のそういった若年性認知症の方から、家族の方等からの相談に応じて、いろいろその方についての自立支援医療費の受給とか、あるいは精神障害者手帳の申請の仕方、障害年金の受給、介護保険や障害者の総合支援法に係るサービスの申請等、日常生活の支援を行う体制を整えておるところでございます。そして町で対応しきれないと言いますか、問題があることにつきましては先ほどの県のほうのコーディネーターと連携をとって対応していくという体制をとっております。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。認知症に関しては、最近55とかいう50代から発症された経緯もあるということを伺っております。また砥部町でもまた皆様、課長さんらは重要な仕事をされているので、町でも、先ほどお願いしたように、そういう項目を是非とも受けていただいて、我々もなんですけれども、これからしっかりと認知症には対応していきたいと思いますので、どうか町長、よろしく申し上げます。そういう希望しておきますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上です。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時26分 散会

## 平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                                              | 平成 30 年 3 月 14 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |  |  |
| 招 集 場 所                                                                                | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |  |
| 開 会                                                                                    | 平成 30 年 3 月 14 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |  |  |
| 出 席 議 員                                                                                | 1 番 柿本 正                      2 番 佐々木公博                      3 番 原田公夫<br>4 番 東 勝一                      5 番 菊池伸二                      6 番 佐々木隆雄<br>7 番 森永茂男                      8 番 松崎浩司                      9 番 大平弘子<br>10 番 西岡利昌                      11 番 政岡洋三郎                      12 番 山口元之<br>13 番 井上洋一                      14 番 中島博志                      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |  |  |
| 欠 席 議 員                                                                                | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第 121 条第 1<br>項 の 規 定 に<br>よ り 説 明 の<br>た め 会 議 に<br>出 席 し た 者<br>の 職 氏 名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      上田文雄<br>教育長                      武智省三                      総務課長                      相原清志<br>企画財政課長                      大江章吾                      地域振興課長                      岡田洋志<br>戸籍税務課長                      富岡 修                      保険健康課長                      松下寛志<br>介護福祉課長                      門田伸介                      子育て支援課長                      田邊敏之<br>建設課長                      白形敏明                      農林課長                      大内 均<br>生活環境課長                      田中克典                      国体推進課長                      西松伸一<br>会計管理者                      門田 巧                      広田支所長                      高橋 桂<br>学校教育課長                      門田敬三                      社会教育課長                      町田忠彦 |                          |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 中山晃志 |  |  |
| 傍 聴 者                                                                                  | 2 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |  |  |

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- |        |          |                                                                                            |
|--------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 2 号  | 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                                  |
| 日程第 2  | 議案第 3 号  | 砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正について                                                                   |
| 日程第 3  | 議案第 4 号  | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について                                                                      |
| 日程第 4  | 議案第 5 号  | 砥部町教職員住宅条例の一部改正について                                                                        |
| 日程第 5  | 議案第 6 号  | 砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                                               |
| 日程第 6  | 議案第 7 号  | 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                                                  |
| 日程第 7  | 議案第 8 号  | 砥部町介護保険条例の一部改正について                                                                         |
| 日程第 8  | 議案第 9 号  | 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について                |
| 日程第 9  | 議案第 10 号 | 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                           |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について                                                          |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 砥部町営住宅管理条例の一部改正について                                                                        |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)                                                                 |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)                                                         |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 4 号)                                                               |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 平成 30 年度砥部町一般会計予算                                                                          |



- 日程第 17 議案第 18 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 26 請願第 1 号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願
- 日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 29 議員派遣
- 追加日程第 1 発委第 1 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出について
- ・閉 会

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会  
平成 30 年 3 月 14 日（水）  
午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 2 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 1、議案第 2 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 2 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等は、市町村が実施するものと規定されたことから、指定基準を定める条例を制定するものです。条文は、第 1 条から第 32 条まであり、基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準などについて規定しています。なお、附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとし、ただし書きで、一部の規定は、同年 10 月 1 日から施行するとしています。また、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができる経過措置を設けています。この制定内容は適正と認められ、よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第3号 砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正について

### (総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第2、議案第3号、砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 総務常任委員会に付託されました、議案第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号、砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき規定している宿泊先区分の甲地方に指定している地域に相違があったため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、現行の甲地方に、その他これに準ずる地域で町長の定める地域を加えるものでございます。具体的には、堺市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、広島市、福岡市の7市が該当となり、次の旅費に関連のある、砥部町職員の旅費に関する条例、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の3条例の改正を行っております。なお附則につきましては、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第3、議案第4号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、平成30年度から、国民健康保険の財政運営は、都道府県が担うこととなったことから、各市町は、県が示す国民健康保険事業費納付金を納めることとなり、財源とな

る保険税を確保するため、保険税率を改正するものです。主な改正内容は、医療、後期、介護それぞれの区分の所得割率、均等割額、平等割額ともに、同率あるいは減額となっております。また、それに併せて、軽減額も減額となっております。なお、附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしています。また、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとしています。この、改正内容は適正と認められ、よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 5 号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 4、議案第 5 号、砥部町教職員住宅条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 5 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 5 号、砥部町教職員住宅条例の一部改正については、広田地区の小学校統合に伴い、今後、教職員住宅としての活用が見込めない高市教職員住宅の用途を廃止するため改正を行うもので、名称及び位置の表から、高市教職員住宅の項を削るものです。なお、附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第5、議案第6号、砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（西岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号、砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、引用している条文に改正が生じたため、条文の整理及び所要の規定を改正するものです。第1条で砥部町ひとり親家庭医療費助成条例の、第2条で砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正しています。主な改正内容は、75歳未満の被保険者が県外の病院等に住所を変更し、その後、75歳に到達した場合は、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者とし、両条例に規定する受給資格者に追加されるものです。なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第6、議案第7号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（西岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、保険料を徴収する被保険者の適用範囲が拡大されたため、改正を行うもので、主な改正内容は、砥部町の75歳未満の国保の被保険者が県外の病院等に住所を変更し、その後、75歳に到達した場合は、愛媛県後期高齢者医療連合の被保険者とされ、砥部町が保険料を徴収すべき被保険者に追加されることです。なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第7号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第8号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第7、議案第8号、砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（西岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号、砥部町介護保険条例の一部改正については、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を改正するとともに、介護保険法等の改正により、所要の改正を行うものです。その主な改正内容は、今後の介護保険事業に係る給付費及び被保険者数等の試算に基づき、保険料率を約15%増額するとともに、低所得者の軽減に関する規定を削除するものです。なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしています。また、平成29

年度以前の介護保険料については、従前の例によっています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基  
準を定める条例の一部改正について  
(厚生文教委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第8、議案第9号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の結果をご報告いたします。議案第9号、砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、関連する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業に係る指定基準を準用している厚生労働省令が改正されたため、所要の改正を行うもので、主な改正内容は、医療と介護の連携の強化及び公正中立なケアマネジメントの確保を義務付けるとともに、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努める旨の規定を追加しています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第10号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第9、議案第10号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、関連する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業等に係る指定基準を準用している厚生労働省令が改正されたため、所要の改正を行うもので、主な改正内容は、指定地域密着型サービスの事業者が、その目的を達成するために必要最低限の基準を定め、そして、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、住民がそれぞれの状態に応じた適切なサービスを受けることができるように改正するものです。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 11 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 10、議案第 11 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 11 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 11 号、砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、関連する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業等に係る指定基準を準用している厚生労働省令が改正されたため、所要の改正を行うもので、主な改正内容は、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を、1 施設当たり 3 人以下から、1 ユニット当たり 12 人以下に見直し、身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的な開催を義務付けています。また、新たな施設の類型として、介護医療院を追加しています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っています。なお、附則において、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 11 号は、委員長の報

告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 12 号 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正
について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 11、議案第 12 号、砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 12 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 12 号、砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については、土地改良法の改正に伴い、同法を準用している本条例に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。改正の主な内容は、土地改良施設の突発事故への対応については、災害復旧事業と同様の手続きで事業が実施できるよう措置されるとともに、土地に共有者がある場合は、代表者一人を選任し、事業参加資格者とみなすことができるとするものです。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 13 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 12、議案第 13 号、砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 13 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 13 号、砥部町営住宅管理条例の一部改

正については、公営住宅法の改正に伴い、引用している条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。改正の主な内容は、入居者が認知症である者、知的障害者又は精神障害者等である場合は、収入申告義務を緩和し、家賃を定めることができるとするものです。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 14 号 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 14 議案第 15 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 15 議案第 16 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 4 号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 13、議案第 14 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から、日程第 15、議案第 16 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号までの 3 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 14 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、平成 27 年度及び 28 年度の臨時福祉給付金支給事業の実績に基づく精算により、国庫負担金の返還金として、償還金を 682 万 3 千円追加、国保診療所の受診者の減少による減収に伴い、国民健康保険事業特別会計への繰出金を 123 万円追加しています。また、重度心身障害者医療の入院医療費等の増加に伴い、扶助費を 376 万 6 千円追加しています。この財源として、県支出金を 169 万 4 千円充てています。児童福祉費関係では、ひとり親家庭医療の入院医療費等の増加に伴い、扶助費を 45 万 1 千円追加しています。この財源として、県支出金を 22 万 5 千円充てています。以上のほか、民生費、社会福祉費関係で財源の組替が行われています。また、繰越明許費では、民生費、社会福祉費関係で 2,500 万円、児童福祉費関係

で1億485万4千円、教育費、社会教育費関係で128万4千円計上しています。次に、議案第15号、平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、事業勘定の歳出では、保険給付費が増加したため、国保連合会への事務手数料を56万7千円追加しています。歳入では、繰越金を56万7千円増額しています。また、直営診療施設勘定の歳出では、受診者数の減少により、医薬品費を80万円減額しています。歳入では、診療収入を203万円減額し、一般会計からの繰入金金を123万円増額しています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第14号及び第15号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第14号、平成29年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、保健衛生費関係では、斎場運営経費に係る伊予消防等事務組合負担金を85万5千円減額しています。清掃費関係では、台風18号の災害廃棄物の受け入れにより、粗大ごみ処分料として役務費を168万3千円追加、美化センターの管理運営に係る経費を121万4千円追加しています。農林水産業費、林業費関係では、県営広域林道万年鶴の崎線整備事業費負担金を75万円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、県営事業の工事費増額に伴う県負担金を322万円6千円追加しています。以上のほか、総務費、振興対策費関係及び商工費関係で財源の組替が行われています。また、繰越明許費では、土木費、道路橋りょう費関係で3,014万円、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費関係で7,445万円、農林水産業施設災害復旧費で600万円計上しています。次に、議案第16号、平成29年度砥部町水道事業会計補正予算第4号は、収益的収入及び支出の予定額を、収入では、74万円追加し3億5,516万9千円に。支出では、減価償却費を285万6千円追加し3億1,838万4千円に改めています。また、資本的収入の予定額を、一般会計からの負担金130万6千円追加し、5億1,946万1千円としています。不足する額を130万6千円減額し、1億2,277万9千円に改め、過年度分損益勘定留保資金を130万6千円減額し2,980万8千円に改めています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第14号、第16号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第14号、平成29年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、公共施設更新準備基金の積立金4,000万円を追加しております。徴税費関係では、過年度分の町税の修正申告があり、過誤納還付金を750万円を追加しております。消防費関係では、消火栓の新設、改修及び修繕工事に係る水道負担金を204万6千円追加、災害時に県下全域で住民避難を支援するスマートフォン向けの避難支援アプリを導入するため県負担金を37万9千円追加、災害対策基金積立金を2,400万円追加しております。次に、歳入につきましては、地方交付税

を 4,047 万 1 千円増額、県支出金を 326 万 9 千円増額、寄附金を 11 万 9 千円増額、繰越金を 4,642 万 1 千円増額、諸収入を 72 万 1 千円増額しております。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。討論及び採決については 1 件ごとに行います。

議案第 14 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 14 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 15 号、平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 15 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 16 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 16 議案第 17 号 平成 30 年度砥部町一般会計予算

- 日程第 17 議案第 18 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 16、議案第 17 号、平成 30 年度砥部町一般会計予算から、日程第 25、議案第 26 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。政岡予算特別委員長。

○予算特別委員長（政岡洋三郎） 予算特別委員会に付託されました議案第 17 号から、議案第 26 号までの平成 30 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 5 日、7 日、9 日の 3 日間、町長をはじめ、各担当課長等の出席を求めて当特別委員会を開催しました。審査に当たっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 17 号から議案第 26 号までの平成 30 年度の各会計の当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分に検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） お諮りします。ただいま報告の議案第 17 号から議案第 26 号については、予算特別委員会において、十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議案第 17 号から議案第 26 号については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行ことに決定しました。

議案第 17 号から議案第 26 号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 17 号から議案第 26 号まで一括して採決を行います。議案第 17 号から議案第 26 号までの 10 件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 17 号から議案第 26 号

までの10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第26 請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(松崎浩司) 日程第26、請願第1号、核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長(平岡文男) 総務常任委員会に付託されました、請願第1号、核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。を求める意見書を、政府及び国会へ提出することを求めるものでございます。協議においては、以前にも同様の請願があり、採択され意見書を提出している。同様の意見書を、また提出することには疑問があるので、不採択との意見がありました。政府の立場も理解できるが、今の時代を考えると、唯一の戦争被爆国として、条約には署名するべきである。昨年6月の請願内容と同様ではあるが、今回の請願は、核兵器禁止条約に署名、批准することを求めるものであり、さらに踏み込んだ内容となっております。昨年、意見書を提出した経緯からも、反対するものではないなど、採択に賛成する意見、また、継続審査との意見もあり、採決の結果、請願第1号は、採択とすることに決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(松崎浩司) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(松崎浩司) 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(松崎浩司) 起立多数です。ご着席ください。よって請願第1号は、採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 再開します。日程第 27、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び、日程第 28、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 30 年 3 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町高尾田 1087 番地、氏名、中川文枝、生年月日、昭和 22 年 2 月 8 日。提案理由、中川文枝委員は、平成 30 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 30 年 3 月 14 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町高市 1655 番地、氏名、向井京子、生年月日、昭和 31 年 10 月 11 日。提案理由、松永久富委員は、平成 30 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものである。以上でございます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。討論及び採決は、1 件ごとに行います。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

諮問第 1 号の採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって諮問第 1 号は、適任であると答申することに決定しました。

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

諮問第 2 号の採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕



○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第2号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

日程第29 議員派遣

○議長（松崎浩司） 日程第29、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって議員派遣は、ただいま申し上げたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま、平岡総務常任委員長より発委第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 発委第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出について

##### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 追加日程第1、発委第1号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 発委第1号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出につきまして、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成30年3月14日提出、砥部町議会議長松崎浩司様、総務常任委員会委員長平岡文男。提案理由でございますが、昨年7月7日の国連会議において、人類史上初めて核兵器の使用や威嚇などを違法化した核兵器禁止条約が122カ国の賛成により採択をされました。しかしながら、日本政府は、核保有国と非保有国の橋渡しをする一方で、核兵器禁止条約については、現実的な核軍縮につながらないとし、一貫して反対の立場をとり続けております。日本政府は、唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を務め、核兵器廃絶に向けた国際社会の歩みを前に進めていくべきであります。北朝鮮に核兵器開発の放棄を迫るうえでも、核兵器禁止条約に一日も早く署名し、批准すべきと考えることから、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を政府及び国に提出しようとするものであります。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、ご挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、2月21日から本日までの22日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました、補正予算、当初予算の執行にあたりましては、限られた経費の中で、最大の効果を得るべく、職員一丸となり、事務事業を執行してまいりたいと思います。また、会期中に、承りました様々なご指摘、ご指導は、これからの町政運営、行政事務遂行に活かしてまいりたいと考えております。砥部町の将来像、文化とところがふれあうまちの実現に向けて、これからは全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上をもちまして、平成30年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員

# 資 料

# 議 案 付 託 表

平成 30 年第 1 回砥部町議会定例会

| 議案番号     | 件 名                                                                                        | 付託<br>常任委員会         |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 議案第 2 号  | 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                                  | 厚生文教                |
| 議案第 3 号  | 砥部町職員の旅費に関する条例等の一部改正について                                                                   | 総 務                 |
| 議案第 4 号  | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について                                                                      | 厚生文教                |
| 議案第 5 号  | 砥部町教職員住宅条例の一部改正について                                                                        | 厚生文教                |
| 議案第 6 号  | 砥部町ひとり親家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について                                               | 厚生文教                |
| 議案第 7 号  | 砥部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                                                  | 厚生文教                |
| 議案第 8 号  | 砥部町介護保険条例の一部改正について                                                                         | 厚生文教                |
| 議案第 9 号  | 砥部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について                | 厚生文教                |
| 議案第 10 号 | 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                           | 厚生文教                |
| 議案第 11 号 | 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について | 厚生文教                |
| 議案第 12 号 | 砥部町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について                                                          | 産業建設                |
| 議案第 13 号 | 砥部町営住宅管理条例の一部改正について                                                                        | 産業建設                |
| 議案第 14 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)                                                                 | 総 務<br>厚生文教<br>産業建設 |
| 議案第 15 号 | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)                                                         | 厚生文教                |
| 議案第 16 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 4 号)                                                               | 産業建設                |

平成30年2月21日

## 予算特別委員会 委員名簿

| 役 職     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 政 岡 洋三郎 |
| 副 委 員 長 | 平 岡 文 男 |
| 委 員     | 柿 本 正   |
| 委 員     | 佐々木 公 博 |
| 委 員     | 原 田 公 夫 |
| 委 員     | 東 勝 一   |
| 委 員     | 菊 池 伸 二 |
| 委 員     | 佐々木 隆 雄 |
| 委 員     | 森 永 茂 男 |
| 委 員     | 松 崎 浩 司 |
| 委 員     | 大 平 弘 子 |
| 委 員     | 面 岡 利 昌 |
| 委 員     | 山 口 元 之 |
| 委 員     | 井 上 洋 一 |
| 委 員     | 中 島 博 志 |
| 委 員     | 三 谷 喜 好 |